

令和7年3月27日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官



令和6年(行ウ)第11号 政務活動費返還請求事件

口頭弁論終結日 令和7年1月27日

判

決

5 金沢市

原告

金沢市広坂1丁目1番1号

被告

同訴訟代理人弁護士

金沢市長 村山 卓

向 峠 仁 志

10 金沢市小立野2丁目20番29号202号室

被告補助参加人

福 田 太 郎

同訴訟代理人弁護士

犬 塚 雅 文

金沢市深谷町二75番地1

被告補助参加人

清 水 邦 彦

15 金沢市近岡町108番地7

被告補助参加人

源 野 和 清

上記2名訴訟代理人弁護士

山 村 三 信

主

文

1 原告の請求をいずれも棄却する。

20 2 訴訟費用(補助参加によって生じた費用を含む。)は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、別表「議員氏名」欄記載の者に対し、対応する別表各「違法支出額
(合計)」欄記載の金員及びこれに対する令和5年5月1日から支払済みまで
25 年3パーセントの割合による金員を支払うように請求せよ。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、金沢市（以下、単に「市」ということがある。）の住民である原告が、金沢市議会（以下、単に「議会」ということがある。）の議員である別表「議員氏名」欄記載の3名の議員（被告補助参加人ら。併せて以下「本件各議員」という。）が令和4年度に市から交付を受けた政務活動費を支出したことについて、別表「違法支出額（合計）」欄記載の金額の支出は違法であり、これに相当する金員を市に対して不当利得として返還すべきところ、被告がその返還請求を違法に怠っていると主張して、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、被告に対し、本件各議員に対して上記不当利得の返還及びこれに対する令和5年5月1日（令和4年度の政務活動費に係る収支報告書の提出期限の翌日）から支払済みまで民法所定の年3パーセントの割合による遅延損害金の支払を請求するよう求める住民訴訟である。

2 関係法令等の定め

(1) 地方自治法（令和5年法律第19号による改正前のもの）

ア 100条14項

普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

イ 100条15項

前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

ウ 100条16項

議長は、14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

(2) 金沢市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年金沢市条例第2号。以下「本件条例」という。甲1)

ア 1条

この条例は、地方自治法100条14項から16項までの規定に基づき、議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、当該議員に対し、政務活動費を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

イ 2条

政務活動費は、議会の議員の職にある者(以下「議員」という。)に対して交付する。

ウ 8条1項

政務活動費は、議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動(以下「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。

エ 8条2項

政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

オ 9条

政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費に係る会計帳簿を調製し、及び領収書その他の関係書類を整理するとともに、これらの書類を次条の規定による収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

カ 10条1項

政務活動費の交付を受けた議員は、規則で定める政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、政務活動費に係る会計帳簿の写し及び領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類の写し（以下「証拠書類」ということがある。）を添付して、議長に提出しなければならない。

キ 10条2項

収支報告書及び前項の添付書類（以下「収支報告書等」という。）は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

ク 11条

議長は、前条の規定による収支報告書の提出があったときは、当該収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

ケ 12条

議長は、政務活動費の適正な運用を期するため、10条の規定により収支報告書等が提出されたときは、必要に応じ調査を行うなど使途の透明性の確保に努めるものとする。

コ 13条

市長は、政務活動費の交付を受けた議員が当該年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該議員が当該年度において8条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

サ 14条

10条の規定により提出された収支報告書等は、議長において、これを提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

シ 別表（8条関係）

項目	内容
1 調査研究費	議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
2 研修費	(省略)
3 広報費	議員が行う活動及び市政について市民に報告するために要する経費
4 広聴費	(省略)
5 要請・陳情活動費	(省略)
6 会議費	(省略)
7 資料作成費	(省略)
8 資料購入費	(省略)
9 人件費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費
10 事務所費	(省略)
11 会派共用費	所属する会派等において議員が共同で使用する物件に要する経費及び共同で行う事業に要する経費のうち、1の項から8の項まで及び10の項に掲げる経費で、当該会派等において支出するもの
12 共通経費	上記以外の経費で議員が行う活動に共通して必要な経費

ス 別表備考2

政務活動費を充てることができない経費は、次のとおりとする。

- (1) 政党の活動に係る経費
- (3) 選挙活動に係る経費
- (4) 後援会活動に係る経費

(5) 飲食を主目的とする会合の飲食に係る経費

(9) 使途不明の支出に係る経費

((2)、(6)～(8)は省略)

(3) 金沢市議会政務活動費運用の手引き

「金沢市議会政務活動費運用の手引き」(以下「本件手引き」という。甲7)は、議会が平成25年4月に制定し、平成29年4月に改訂したものであり、その内容は、別紙12のとおりである。

3 前提事実(当事者間に争いのない事実、当裁判所に顕著な事実並びに掲記の証拠(特に明記しない限り、枝番があるものは枝番を含む。以下同じ。)及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実)

(1) 当事者等

ア 原告は、市の住民である。

イ 被告は、市の執行機関である。

ウ 本件各議員は、令和4年度中に議会の議員の職にあった者である(以下それぞれの氏をもって「福田議員」などということがある。))。

(2) 政務活動費の交付及び支出(甲2から4まで、乙1から4まで、丙A13)

ア 市は、令和4年度分の政務活動費として、本件各議員に対して各192万円を交付した。

イ 本件各議員は、令和4年度中に、別紙1から11までの「活動(使途)内容」欄記載の事項に係る経費として、対応する同各別紙の各「支出額」欄記載の金額を支出した(以下「本件各支出」という。))。

ウ 本件各議員は、令和5年4月30日までに、本件条例10条及び本件手引きに基づき、令和4年度の収支報告書等を議会議長に提出した。本件各議員は、上記収支報告書等において、政務活動費を充当し得る経費の支出額及び交付金の充当額について、次のとおり報告した。

(ア) 福田議員

経費として別紙1から5までの「充当額」欄記載のものを含む合計2
12万9454円を計上し、交付金192万円全額を充当

(i) 清水議員

経費として別紙6から8までの「充当額」欄記載のものを含む合計
89万5086円を計上し、うち自己資金等による充当額(2023円)
を控除した189万3063円の限度で交付金を充当

(ii) 源野議員

経費として別紙9から11までの「充当額」欄記載のものを含む合計
150万9033円を計上し、うち預金利子等による充当額(5万81
68円)を控除した145万0865円の限度で交付金を充当

エ 福田議員及び清水議員は、次のとおり収支報告書等を訂正し、訂正後
における政務活動費を充当し得る経費の支出額及び交付金の充当額は、次の
とおりとなった。

(i) 福田議員

政務活動費を充当し得る経費の支出額から、別紙1の「福田議員の対
応」欄記載のとおり一部の支出を削除するなどした結果、経費として合
計201万5194円を計上し、交付金192万円全額を充当

(ii) 清水議員

政務活動費を充当し得る経費の支出額を別紙8の「清水議員の対応」
欄記載のとおり訂正した結果、経費として189万3036円を計上し、
うち189万1013円の限度で交付金を充当し、上記ウ(i)記載の充
当額との差額2050円を市に対して返還

(3) 本件訴訟に至る経緯

原告は、令和6年3月6日、本件各議員が令和4年度中の政務活動費を充
当した費用の中には充当が許されない違法な支出が含まれるなどと主張して、
同支出に係る政務活動費を返還請求をするよう被告に勧告することを求める

住民監査請求を行ったが、金沢市監査委員は、令和6年5月1日付けで、原告に対し、請求を棄却する旨の監査結果を通知した（甲15）。

原告は、令和6年5月30日、本件訴えを提起した（当裁判所に顕著な事実）。

4 争点

- (1) 本件各支出は政務活動費を充てることができないものか（争点1）
- (2) 本件各議員が金沢市に返還すべき不当利得の額（争点2）
- (3) 本件各議員に不当利得が生じる場合の遅延損害金の起算日（争点3）

5 争点に関する当事者の主張

- (1) 本件各支出は政務活動費を充てることができないものか（争点1）

（原告の主張）

本件各支出のうち別紙1から11までの「違法額」欄記載の部分は、政務活動費を充てることができないものである。その理由は、以下のとおりである。

ア 本件各議員が政務活動に要する経費ではない費目の費用を証する書面を提出していること（各経費共通）

本件条例8条1項を受けて、10条1項は、議員に政務活動に係る収支報告書の提出を求め、政務活動費の支出に係る書面の写しの提出を求めているから、本件条例は、収支報告書の提出に当たり、本件条例別表に定める政務活動に関する経費（以下「条例所定経費」という。）の支出であることを証する書面の提出を求めている。しかし、本件各議員は、条例所定経費ではないもの、すなわち本件手引きの費目の費用の収支報告書等を提出し、その支出を裏付ける書類のみ金沢市議会議長に提出している。

イ 調査研究費（別紙1）

視察に伴うタクシー料金や宿泊費等は、金沢市議会議長に提出された「海外・県外等政務活動報告書」に調査視察目的やその結果が記載されてい

い。また、年会費、懇親会会費、協力会会費、講演会会費、交流会会費、出張旅費及び研究フォーラム参加宿泊費は、本件手引きに定める費目の費用に記載がない上、別紙1の番号115記載の会費は、単なる宴会の会費である。さらに、タクシー料金は、金沢市議会議長に提出された利用区間及び利用目的に関する書類の記載者が福田議員自身であるから、条例所定経費の支出であることを証する書面が提出されていない。

したがって、福田議員が調査研究費として別紙1の「違法額」欄記載の各支出に政務活動費を充当したことは違法である。

ウ 広報費（別紙2及び9）

(7) 福田議員について

福田議員が広報費として支出したのは広報紙の編集作成費であって、広報紙等作成報告書記載の広報紙とは異なる記載をしているから、条例所定経費とはいえない。また、葉書購入費用や案内文又は葉書の発送に関する費用及び福田議員のホームページ運用に関する費用は、後援会活動に係る費用であり、広報誌の作成や封筒代（別紙2の番号552）についても、後援会活動に係る費用又は使途不明の支出に係る経費である。

したがって、福田議員が広報費として別紙2の「違法額」欄記載の各支出に政務活動費を充当したことは違法である。

(i) 源野議員について

源野議員は、「げんの和清 市議会だより 2022年初夏号」（甲18の5。以下「本件報告誌1」という。）及び「げんの和清 市議会だより 令和5年新春号」（甲18の5。以下「本件報告誌2」という。）の紙面の印刷代又はホームページの制作費等につき、その支出額の10分の9に政務活動費を充当しているが、本件報告誌1及び2の作成費用は、政務活動に要する経費であるとともに、議員の政党活動、選挙活動、後援会活動の経費でもあるから、別紙9の各支出額のうち2分の1を超え

る部分に政務活動費を充当したことは違法である。

エ 人件費（別紙 3 及び 6）

本件手引きに定められている人件費は、条例所定経費として別表で定められている人件費ではない上、福田議員及び清水議員が人件費支出を証する文書として提出した業務日誌には、労働条件が明示されておらず、雇用実態のない可能性がある。

したがって、福田議員及び清水議員が人件費として別紙 3 及び 6 の「違法額」欄記載の各支出に政務活動費を充当したことは違法である。

オ 会派共用費及び共通経費の支出について（別紙 4、5、7、8、10 及び 11）

(7) 平成 24 年に地方自治法 100 条が改正されたことを受け、全国市議会議長会は、調査研究費、研修費、広報費、広聴費、要請・陳情活動費、会議費、資料作成費、資料購入費、人件費及び事務所費の 10 項目に政務調査費を充当できる旨の全国市議会議長会条例案（例）（甲 6）を策定したのに対し、本件条例は、上記 10 項目に会派共用費及び共通経費の 2 項目を加えている。上記 2 項目の費用は政務活動に要する経費とは認められないから、本件条例の規定のうち、上記 2 項目の費用に政務活動費を充当できると定めた部分は無効である。

(4) 会派共用費は、①議員が共同で使用する物件に要する経費及び共同で行う事業に要する経費のうち、②本件条例別表 1 の項から 8 の項まで及び 10 の項に掲げる経費とされているが、②は議員が行う活動に関する経費であり、①とは内容的に矛盾する。会派共用費について定める本件条例別表 11 の項は内容的に矛盾する規定であるから、会派共用費は、それ自体が同別表の備考 2 にいう「使途不明の支出に係る経費」に当たる。また、共通経費は「上記以外の経費で議員が行う活動に共通して必要な経費」と定められているのみであるから、「議員が行う活動に要す

る経費」との限定を加えたとしても、「使途不明の支出に係る経費」である。したがって、会派共用費及び共通経費は、本件条例上、政務活動費を充当することが認められない。

カ 収支報告書等の訂正について

福田議員及び清水議員は、令和5年4月30日の収支報告書等の提出期限後に当初提出していた収支報告書等を訂正し、このうち清水議員は、これに伴い令和4年度に交付を受けた政務活動費の一部を返納しているが、収支報告書等の提出期限後に収支報告書等を訂正することは許されない。上記両議員の収支報告書の訂正に関する決裁文書（乙2、3）は、本件条例の規定に反して作成された、公文書とはいえない偽造文書の類であって、証拠能力がない。

（被告の主張）

ア 主張立証責任について

政務活動費の支出の使途基準不適合を理由とする不当利得返還請求訴訟においては、まず、原告側において、本件各議員の利得に「法律上の原因」がないこと、すなわち、当該支出が使途基準に該当しないことを主張立証しなければならないが、原告からその主張立証がされているとはいえない。

イ 本件手引き記載の費目に基づく支出（原告の主張ア）について

本件手引きは、地方自治法100条14項から16項までの規定に基づき、市が制定した本件条例別表の使途基準を基に、平成24年の地方自治法の一部改正や有権者の意見を反映させるべく諮問や検討会等において議論を重ね、市民の理解と使途の透明性の確保に努めた結果作成されたものである。したがって、条例所定経費に当たるか否かの判断に当たって、地方自治法及び本件条例に照らして不合理といえない限り、これを斟酌することは相当である。

ウ 本件各議員が政務活動に要する経費ではない費目の費用を証する書面を

提出していること（原告の主張ア）について

そもそも、本件条例10条1項は、領収書に準ずる書類又は支払をした事実が分かる書類の提出を求めているにすぎず、支出した経費が「政務活動に要する経費」であることを証する書面の提出は求められていないし、
5 本件各議員を含めた議員は、本件手引きを斟酌して支出等をしている。

エ 収支報告書等の訂正について

争う。

（被告補助参加人福田の主張）

ア 調査研究費（原告の主張イ）について

原告の主張は争う。調査研究費として政務活動費を充当した各支出は、
10 本件手引きの調査研究費の主な例及びその他の例として記載されている「交通費」、「宿泊費」、「タクシー料金」、「駐車料金」、「研究会への参加費」、「出席者負担金」、「研究会に伴う懇親会に係る会費」に該当するもので、かつ、議員の議会活動の基礎となる調査研究活動と合理的関連性を有するものであるから、違法性は認められない。
15

イ 広報費（原告の主張ウ(ア)）について

原告の主張は争う。葉書購入費用や案内文又は葉書の発送に関する支出及び福田議員のホームページ運用に関する支出を含め、広報費として政務活動費を充当した各支出は、いずれも市議会の審議充実強化に資するものであり、本件手引きの規定に従って計上したものであるから、違法性は認められない。
20

ウ 人件費（原告の主張エ）について

原告の主張は争う。人件費として政務活動費を充当した各支出は、政務活動に関連する業務に従事する8名の事務員を雇用したものであり、本件手引きの規定に従って計上した。政務活動に関連しない電話等にも対応せざるを得ないこともあったが、政務活動に関連する業務に従事していた割
25

合は政務活動費を充当した割合を超えている。したがって、違法性は認められない。

エ 会派共用費（原告の主張オ）について

原告の主張は争う。本件手引きの規定に従い会派共用費を計上しており、違法性は認められない。

オ 共通経費（原告の主張オ）について

原告の主張は争う。市政の全般にわたって政務活動を行い、政務活動に関し、現地調査や意見交換の場への移動手段として自動車を利用し、連絡等の手段として携帯電話を利用したところ、その際に生じたガソリン代、携帯電話利用料金を本件手引きの規定に従い計上した。携帯電話及び自動車については政務活動目的以外の連絡手段等にも使用していたが、政務活動目的での使用割合は政務活動費を充当した割合を超えている。したがって、違法性は認められない。

（被告補助参加人清水の主張）

ア 人件費（原告の主張エ）について

人件費として政務活動費を充当した各支出は、政務活動に関連する業務にのみ従事する2名の事務員を雇用したものであり、本件手引きの規定に従って計上しているから、違法性は認められない。

イ 会派共用費（原告の主張オ）について

本件手引きの規定に従い会派共用費を計上しており、違法性は認められない。

ウ 共通経費（原告の主張オ）について

政務活動に関し、現場視察や要望・陳情に出向く際の移動手段として自動車を利用し、連絡等の手段として携帯電話を利用したところ、その際に生じた車両リース代、ガソリン代、携帯電話利用料金を本件手引きの規定に従い計上した。携帯電話及び自動車については政務活動目的以外の連絡

手段等にも使用していたが、政務活動目的での使用割合は政務活動費を充当した割合を超えている。したがって、違法性は認められない。

(被告補助参加人源野の主張)

ア 広報費(原告の主張ウ(イ))について

源野議員は、政務活動及び金沢市政に関して金沢市民に報告するため、本件報告誌1及び2を作成、郵送し、それらのウェブ版をホームページで公開した。本件報告誌1及び2には自身のイラスト等が掲載されているが、それら以外に政党活動に関する記載、後援会活動に関する記載あるいは私的活動に関するプロフィールや写真は掲載されておらず、本件報告誌1及び2のほぼ全てが自身の政務活動に関する部分の支出である。そのため、上記に係る支出の10分の9に政務活動費を充当したものであり、違法でない。

イ 会派共用費(原告の主張オ)について

本件手引きの規定に従い会派共用費を計上しており、違法性は認められない。

ウ 共通経費(原告の主張カ)について

政務活動に関し、現場視察や要望・陳情に出向く際の移動手段として自動車を利用し、連絡等の手段として携帯電話を利用したところ、その際に生じた車両リース代、ガソリン代、携帯電話利用料金を本件手引きの規定に従い計上した。携帯電話及び自動車については政務活動目的以外の連絡手段等にも使用していたが、政務活動目的での使用割合は政務活動費を充当した割合を超えている。したがって、違法性は認められない。

(2) 本件各議員が金沢市に返還すべき不当利得の額(争点2)

(原告の主張)

争点1における主張のとおり、本件各議員らによる別紙1から11までの「充当額」欄記載の各支出は、いずれも政務活動費を充てることができない

もの又は充当できる割合を超えたものであり、本件各議員は、別紙1から11までの「違法額」の列の末尾の欄記載の金額について、金沢市に対する不当利得返還債務を負う。

(被告及び補助参加人らの主張)

争う。本件各支出について本件各議員が金沢市に返還すべき不当利得はない。

(3) 本件各議員に不当利得が生じる場合の遅延損害金の起算日(争点3)

(原告の主張)

市において、令和4年度の政務活動費は、概算払で支出している。令和4年度政務活動費の精算期限である令和5年4月30日までに、未執行分の精算が行われており、同会計年度の政務活動費は確定している。したがって、政務活動費の不当利得返還債務は確定期限付き債務であるといえるから、本件各議員は、違法に支出した政務活動費について、上記精算期限の翌日から支払済みまでの遅延損害金を支払う義務がある。

(被告の主張)

不当利得返還債務は期限の定めのない債務であって、履行の請求を受けた時から遅滞の責任を負うところ(民法412条3項)、本件各議員は、令和4年度の政務活動費に関し返還請求を受けていないため、仮に本件各議員が不当利得返還義務を負うとしても、上記精算期限の翌日から遅滞の責任を負うものではない。

第3 当裁判所の判断

1 争点1(本件各支出は政務活動費を充てることができないものか)について

(1) 政務活動費に関する支出の違法性の判断枠組み

ア 地方自治法100条14項は、普通地方公共団体は、議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができるものと規定しつつ、政務活動費

の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲については、条例で定めなければならないものと規定するにとどまり、同法自体に具体的な定めを設けていない。その趣旨は、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究その他の活動の基盤の充実を図るため、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化する一方で、普通地方公共団体の実情に応じた運用を図るべく、議会の定める条例にその具体化を委ねることとしたものと解される。

そして、本件条例は、地方自治法の規定を受けて、議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議員に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるところ、本件条例８条１項で政務活動費の交付対象となる政務活動の内容を規定し、同条２項及び別表で、政務活動に要する経費（条例所定経費）として、調査研究費、広報費、人件費、会派共用費、共通経費等を列挙して規定している。

イ 政務活動費が上記アのとおり用途を限定して交付される公金であり、残余があれば返還しなければならないとされていることからすれば、政務活動費の交付を受けた議員が、当該年度において条例所定経費に当たらない経費の支出に政務活動費を充てた場合には、当該議員は、これらの支出に充てられた部分に相当する額について、市に対して不当利得返還義務を負うものというべきである。本件条例における条例所定経費の定めはやや抽象的なものにとどまるが、前記の地方自治法及び本件条例の趣旨に照らせば、経費の支出の対象となる行為が、その客観的な目的や性質に照らして、本件条例８条１項所定の政務活動との間に合理的関連性を欠く場合には、条例所定経費に該当しない費用の支出に当たると解される（最高裁平成２２年（行ヒ）第４２号同２５年１月２５日第二小法廷判決・裁判集民事２４３号１１頁参照）。

この点について、議会は、政務活動費の取扱いの基本指針を示す本件手

引きを作成しているが、その趣旨・目的は、条例所定経費の内容を具体化し、その細目を定めることにより、地方の実情を踏まえつつ政務活動費の使途の透明性をより一層確保する点にあると解され、このような趣旨・目的は、政務活動に要する経費の定めを条例に委ね、議長が政務活動費の使途の透明性の確保を図るべきものとした地方自治法100条14項、16項及び本件条例12条等の規定の趣旨に合致する。また、本件手引きは、政務活動費を充当することができない経費の具体例（第3章）、政務活動費に充当ができる経費の具体例及び活動に要した経費の全額に政務活動費を充てることが不適法なことが明らかな場合に、各活動の実態に応じて充当する際の各費用の充当割合（第4章）を定めるところ、その内容は、本件条例8条1項の政務活動との合理的関連性及び政務活動費の使途の透明性の確保を考慮したものであって、上記の地方自治法及び本件条例の趣旨に照らして不合理な点は見当たらないから、その内容は、基本的に、条例所定経費に当たるか否かの解釈の指針として参照され得るものといえることができる。

ウ　ところで、不当利得返還請求権の発生原因事実である法律上の原因がないことは、当該請求権があると主張する者において主張立証しなければならない。もっとも、議員が支出した政務活動費の詳細な使途や目的について住民が把握することは困難である場合も多いことや、政務活動費の交付を受けた議員等において収支報告書及び証拠書類を提出することをもって政務活動費の使途の透明性の確保を図っている本件条例の定め趣旨等を考慮すると、原告において、本件各支出に関し、収支報告書及び証拠書類の内容等の事情から、条例所定経費に該当しない支出であることを推認させる一般的、外形的な事実を主張立証した場合には、当該支出が条例所定経費に該当しないものであることが事実上推認され、当該事実の主張立証がされた場合は、被告においてこれを覆す適切な反証を行わない限り、条

例所定経費に該当しない支出であると認められるというべきである。

エ なお、福田議員及び清水議員は、本件条例が定める収支報告書等の提出期限の後に収支報告書等の訂正をしている(前記前提事実(2)エ)。原告は、そのような訂正は許されない旨を主張するが、本件条例上、これを禁じる規定は見当たらない。実質的に見ても、議員が条例所定経費に当たらない費用に政務活動費を充てたことが事後的に判明した場合に、収支報告書の訂正の形式で議長に対して報告させ、市民に公開することは、政治活動費の使途の透明化を図る本件条例の要請に沿うものであるし、地方自治法及び本件条例の規定の趣旨に照らし、議員が過大に政務活動費を充当した分につき市に対して不当利得返還義務を負うことは前記イのとおりであるから、収支報告書等の訂正に伴い、市の返還請求を待つことなく自主的に返還等させることも、本件条例の趣旨に沿うものであって、これを禁止すべき理由は見出せない。したがって、原告の主張は、採用できない(収支報告の訂正に関する書類(乙2、3等)が条例上の根拠を欠く偽造文書であるとか、証拠能力を欠く旨の原告の主張も、独自の見解であって採用できない。))。

そして、本件各議員が現時点で市に対して不当利得返還義務を負うか否か及びその数额を判断する上では、上記訂正後において政務活動費を充てたとされる経費につき、条例所定経費に当たるか否かを検討すれば足りる。

(2) 本件各議員が政務活動に要する経費ではない費目の費用を証する書面を提出しているとの主張について(各経費共通)

ア 原告は、本件各支出に係る経費が条例所定経費であることを証する書面が提出されておらず、本件各議員が提出している書面は政務活動に要する経費ではない費目の費用を証する書面にすぎないことを根拠に、本件各支出が条例所定経費の支出に当たらない旨を主張する。

イ しかし、本件条例10条1項の文理に照らすと、同項は、政務活動費の

支出に関し、金銭の授受を証する「領収書」を例として、支出の事実を裏付ける書面の写しの提出を求めていると解するのが相当であって、当該支出が条例所定経費であることを証する書面の写しの提出を求めているものとまでは解されない。また、前記(1)イのとおり政務活動費の使途の透明性を一層確保する目的で作成された本件手引きにおいても、政務活動費の支出を証する書類として、領収書が挙げられており、領収書の記載には何の代金か具体的に記載することを要求しているものの、当該支出が条例所定経費であることを証する書面を領収書の他に要求していない。そのため、本件各議員において、本件各支出が条例所定経費の支出に当たることを裏付ける書面を議長に提出していないことは、本件各支出につき本件条例及び本件手引きの内容に従った対応をとったことを示すものにすぎず、本件手引きに従って、又はこれを斟酌して支出に政務活動費を充当したことは、当該支出が条例所定経費に該当しない支出であることを推認させる一般的、外形的事実に当たらないというべきである。

ウ したがって、原告の上記主張は採用できない。

(3) 調査研究費

ア タクシー代(別紙1の番号175から542まで〔番号199、236、241、306、311、335、340、347、373、377、381、405、445、448、485、499及び506を除く。〕)について

原告は、福田議員が提出した証拠書類は、タクシーの利用区間、利用目的を福田議員自身が記載したものにすぎない(甲16の65)から、本件条例所定の証拠書類の提出がない旨を主張する。しかし、本件手引きは、政務活動費を充てることができる調査研究費の具体例として「タクシー料金(利用区間、利用目的を領収書等に明記)」を挙げ(第4章1(1))、領収証の提出に関し、政務活動の内容は、原則として領収書等の支出を証する書類に補記や他の書類を添付することによって説明すること、政務活動の

内容を明確にするため、タクシー料金については利用区間及び利用目的を補記するものとする（第5章1(2)）を定めるにとどまり、議員が当該補記をすることが禁じられているものではない。福田議員がタクシーの利用区間及び利用目的を補記したとしても、それは本件手引きに従った取扱いをしたにすぎず、当該タクシー代金が条例所定経費に当たらないと推認させる一般的、外形的事実には当たらない。

イ 視察中の交通費（別紙1の番号63-2・3及び464から471まで）について

原告は、視察に関する証拠書類である海外・県外等政務活動報告書に目的及び結果の記載がないと主張する。しかし、証拠（甲16の66、16の67）によれば、福田議員は、令和4年12月8日から9日まで及び令和5年1月30日から同年2月1日までの2回にわたる東京視察につき、本件手引き（第4章2(6)③、附属様式2）に従って海外・県外等政務活動報告書を提出し、政務活動の目的、内容、結果、所感等について記入する「調査等概要」欄に視察内容や所感等を記載していることが認められる。原告の上記主張は、その記載内容が十分でない旨をいうものと解されるが、そのような事情のみでは、当該視察等のための交通費が条例所定経費に当たらないことを推認させる一般的、外形的事実に当たらない。

ウ 会費等（別紙1の番号24、31、34、42、46、49、56、58、71、102、103、108、109及び115）

(7) 原告は、上記会費等のうち番号115を除く年会費、懇親会会費、協定会費、講演会会費、交流会会費、出張旅費及び研究フォーラム参加費・宿泊費について、本件手引きが政務活動費の充当を認める費目に当たらず、調査研究費に当たらない旨を主張する。

しかし、議員が講演会、意見交換会その他の研究会への参加や各種団体の活動への参加等を通じて市政又は地方行財政等に関する知見を深め

5
10
15
20
25
30
35
40
45
50
55
60
65
70
75
80
85
90
95
100
105
110
115
120
125
130
135
140
145
150
155
160
165
170
175
180
185
190
195
200
205
210
215
220
225
230
235
240
245
250
255
260
265
270
275
280
285
290
295
300
305
310
315
320
325
330
335
340
345
350
355
360
365
370
375
380
385
390
395
400
405
410
415
420
425
430
435
440
445
450
455
460
465
470
475
480
485
490
495
500
505
510
515
520
525
530
535
540
545
550
555
560
565
570
575
580
585
590
595
600
605
610
615
620
625
630
635
640
645
650
655
660
665
670
675
680
685
690
695
700
705
710
715
720
725
730
735
740
745
750
755
760
765
770
775
780
785
790
795
800
805
810
815
820
825
830
835
840
845
850
855
860
865
870
875
880
885
890
895
900
905
910
915
920
925
930
935
940
945
950
955
960
965
970
975
980
985
990
995

ることもある以上、そのために支出した費用が当然に本件条例所定の政務活動と合理的関連性を欠き、調査研究費に当たらないということとはできないし、そのために旅行を要する場合の交通費についても、同様のことがいえる。本件手引きは、調査研究費の「主な例」に交通費や宿泊費等を、「その他の例」に研究会への参加費を挙げ（第4章1(1)）、団体の年会費・参加費に政務活動費を充てる際の留意事項を定める（第4章2(1)）などしており、上記のような経費に政務活動費を充てることが可能であることを前提とするものと理解されるから、上記会費等のうち懇親会会費（番号31）を除くものについては、原告の主張する事情は、上記経費が条例所定経費でない経費であることを推認させる一般的、外形的事実には当たらない。

(4) 他方で、懇親会会費（番号31）については、飲食を主目的とする会合の飲食に係る経費は条例所定経費に当たらない旨の本件条例別表備考2(5)を受け、本件手引きは、新年会、忘年会等の飲食を主目的とする会合への出席費用や会議と連続しない懇談会等のみへの出席費用を条例所定経費に当たらない経費と明示し（第3章1(5)）、飲食を伴う会議（懇談会）費はその飲食が政務活動を目的とした会議に付随（連続）したものである場合に限り政務活動費を充当できるものとする（第4章2(3)）など、懇親会その他の飲食を伴う会議への参加費用は原則として条例所定経費に当たらないと位置付けていると解されることに照らすと、懇親会等の飲食を伴う会議への参加費であることの主張立証があれば、条例所定経費に当たらない経費であると推認させる一般的、外形的事実の主張立証があったといえることができる。

この点、別紙1の番号31の「証拠書類」欄記載の証拠によれば、福田議員は、金沢調理師会懇親会に参加し、会費1万5000円のうち5000円に政務活動費を充当したものであるが、同懇親会は、ホテル宴会

5 場を会場とし、調理師に対する表彰式及び金沢料理職人塾の修了式を行
った後に宴会をするというものであり、福田議員はお祝いの式である表
彰式及び修了式に先立ち来賓祝辞を述べる以外の役割を期待されておら
ず、意見交換等により議員の調査研究に資するような会議は、宴会に先
10 立って予定されていないことが認められる。このような事情に照らせば、
上記費用は飲食を伴う会議の会費であり、条例所定経費に当たらない経
費であると推認させる一般的、外形的事実の主張立証があるし、この推
認を覆すに足りる的確な主張立証はない（福田議員は、金沢の食文化の
承継や料理人の育成等についての情報交換・意見交換が行われた旨を主
張するが、宴席での懇談中にそのような活動をしたというだけで、その
費用の全部又は一部に政務活動費を充てることは、本件条例及び本件手
引きの趣旨に沿わない。）というべきである。

したがって、上記懇親会会費は条例所定経費に当たらないから、政務
活動費を充当することは違法である。

15 (ウ) 原告は、会費（別紙１の番号 115）について、懇談会に先立つ研究会
が行われた旨の資料提出はなく、実際に行われたのは専ら宴会であるか
ら、その会費は条例所定経費に当たらないと主張する。

20 同別紙の「証拠書類」欄記載の証拠によれば、福田議員は、令和５年
１月１５日に開催された石川県社交料飲生活衛生同業組合の令和５年度
新年会に参加費２万円を支払って参加し、５０００円の限度で政務活動
費を充当したものであるが、当該会合は、上記組合が温泉旅館で開催し
た新年会であるという以上に議事・内容等は不明であるから、本件手引
25 き上政務活動費の充当が許されない「新年会、忘年会等の飲食を主目的
とする会合への出席費用」に当たり、条例所定経費に当たらないことを
推認させる一般的、外形的事実が認められる。福田議員の陳述記載（丙
A 1 2）も、宴席での懇談を通じて意見交換や交流をしたという域を出

るものとは認められず、上記(イ)と同様、上記推認を覆すに足りるものではない。

したがって、上記会費は条例所定経費に当たらないから、政務活動費を充当することは違法である。

(4) 広報費

ア 福田議員の広報費について

(7) 原告は、①福田議員が広報費として支出したのは広報紙の編集作成費であって、広報紙等作成報告書記載の広報紙とは異なる記載をしているから、条例所定経費とはいえないこと、②別紙2の番号37、47、88から91まで及び94の葉書購入費用や案内文又は葉書の発送に関する費用は、福田議員の後援会会員や支持者に対して発送した際の経費であって、後援会活動に係る費用であるから、目的外支出であること、③別紙2の番号135から146までの福田議員のホームページ運用に関する費用は、福田議員の後援会活動に係る費用であるから、目的外支出であること、④別紙2の番号552は、その見積書(乙2・22枚目)が提出されているところ、当該見積書には「広報チラシ」と記載されており、後援会活動に係る費用である上、福田議員が広報費を支出したとされている市政広報誌とも記載されておらず、市政広報誌は存在しないと考えられるから、使途不明に係る経費であり、福田議員の広報費としての各支出は、その全額が条例所定経費の支出とは認められない旨主張する。

(イ) 証拠(甲2、16の87、16の88〔経費ごとの該当箇所については、別紙2の「証拠書類」欄参照〕、丙A13)によれば、別紙2の番号37及び47に係る案内文は、いずれも福田議員が金沢市議会6月定例会で質問する機会を得たこと、傍聴案内自粛につきテレビやインターネットでの視聴を推奨していることなどが記載された文書である。別紙2の番号88から91までに係る案内文は、「金沢市議会議員福田太郎市政報



告会のご案内」と題する文書で、新春市政報告会の開催やその日時、場所、会費について記載したものである。別紙2の番号94に係る案内文は、「連合審査会傍聴のご案内」と題する文書で、福田議員が常任委員会連合審査会で質問する機会を得たことやその質問内容、連合審査会の開催日時や場所が記載されている。そして、これらの葉書購入費用や案内文又は葉書の発送に関する費用として別紙2記載の各費用を支出し、その全額につき政務活動費を充当したことが認められる。

さらに、福田議員は、「福田太郎市政広報誌」を1万5000部発行し、「市政報告紙」を添付している。その添付資料（甲16の88）は、「金沢市民の暮らしを守り未来を切り開く！」と題する4ページ程度の文書であり、国土強靱化対策を含めた9つの地方創生案が記載されるとともに、福田太郎在任6期の実績と軌跡と題して福田議員のこれまでの活動成果を報告しているほか、福田議員の事務所の住所、電話番号、FAX番号、福田議員のフェイスブック及びインスタグラムのQRコードを記載し、地方創生案記載部分及び活動報告記載部分の一角に福田議員の上半身の写真を掲載している。福田議員は、この市政広報誌の作成及び封筒代として別紙2の番号552記載の費用を支出し、その全額につき政務活動費を充当しているところ、その見積書には品名として「広報チラシ」と記載されている。福田議員のホームページには、上記市政広報誌と同様の内容に加え、福田議員のあいさつ文やプロフィールへのリンクのほか、ホームページの冒頭とあいさつ文の横に福田議員の上半身の写真が掲載されており、ホームページ運用費として別紙2記載の各費用を支出し、そのうちの10分の8の割合につき政務活動費を充当したことが認められる。

(ウ) 本件手引きは、広報紙の編集作成費用も、広報費の例として挙げており、広報紙・報告書等の印刷費、編集作成費等を計上する場合には、広

5 報紙等作成報告書の添付が求められることが定められている（第4章1
3）。そのため、編集作成費を広報紙の印刷費などと同様に扱うことは
不合理なものではない。

10 また、上記事実によれば、別紙2の番号37、47及び94に係る案内文
書は、いずれも金沢市議会の定例会や連合審査会の視聴や傍聴を呼び掛
けるものであって、市民が市政について関心を抱き、見聞する契機とな
り得るし、別紙2の番号88から91までに係る案内文書は、市民に対し
政策からの要望を直接把握する機会となる市政報告会の開催を伝達する
もので、議会の審議充実につながり得ることから、いずれも市議会議員
の政務活動と関連するものと認められる。なお、原告は、案内文中の「各
位」、「久しぶりに皆様のお顔を拝見しながら親しく交流したいと思っ
ており、」などの文言は後援会活動に係るものであると主張しているが、広
く市民に宛てた文言であるとも解釈可能なものであって、条例所定経費
に該当しない費用の支出であると認めることはできない。

15 さらに、福田議員の広報誌及びホームページの記載内容は、議員の地
方創生に対する考え方、議会内外における実践例などを住民に広報する
内容であり、これに係る経費は、議員が行う活動及び市政について市民
に報告するための広報費に該当する。広報誌については、福田議員の写
真が誌面に占める割合は相当に限られており、福田議員の事務所所在地
20 や電話番号、フェイスブック及びインスタグラムのQRコードを掲載す
ることは、福田議員の市議会活動に対する意見をくみ上げる手段となり
得ること等からすれば、上記報告誌に係る費用全額を政務活動に関連す
るものとしたことも不合理とはいえない。ホームページについても、同
様であって、ホームページ上で福田議員の写真が占める面積の大きさや、
プロフィール等の政務活動に関連しない事項が記載されていることを考
25 慮して、ホームページ運用に係る費用のうち、政務活動に関連する部分

の割合を10分の8としたことは合理的である。なお、福田議員の活動や市政の報告が同時に議員個人の宣伝としての効果を有することは否定できないものの、報告誌の内容に照らすと、そのような効果は本来の報告活動に付随する程度にとどまるから、これをもって、上記部分の支出が条例所定経費に該当しない費用の支出であると認めることはできない。

(I) したがって、福田議員の広報費に係る上記支出が、条例所定経費に該当しない費用の支出であると認めることはできない。

イ 源野議員の広報費について

(7) 原告は、源野議員は本件報告誌を地元住民、支援者等に戸別ポスティングしたり、インターネットからの閲覧者を対象としてホームページに公開したりしているのであるから、政務活動の報告だけでなく、源野議員自身の政治活動や後援会活動としての効果を有するとして、各支出のうち2分の1を超える部分は条例所定経費の支出とは認められず、政務活動費を充当したことが違法である旨主張する。

(4) 証拠（甲18の1から18の5まで）によれば、①源野議員は令和4年度中に本件報告誌1及び2を各2000部発行するとともに、本件報告誌1及び2を電子版として源野議員のホームページに掲載するために、デザイン料及び印刷代、制作費、WEB制作費として別紙9記載の各費用を支出し、そのうちの10分の9の割合につき政務活動費を充当したこと、②本件報告誌1は、「2022年 初夏号 げんの和清市議会だより」と題する4ページ程度の文書であり、議会における源野議員の質問とそれに対する市長の答弁の要旨を記載して源野議員の活動の成果を報告するとともに、源野議員の質問した玉川こども図書館の駐車料金の減免対象可能性や源野議員提案の奨学金返還支援制度の実現について紹介し、源野議員が玉川こども図書館を視察した結果をまとめたレポートを掲載しているほか、源野議員の市議会控室の住所、電話番号、FAX番

号、電子メールアドレス、自宅の住所、自宅の電話番号を記載し、活動報告記載部分の一角に源野議員と市長の懇談の際の写真、街頭でアンケートを実施した際の写真及び市長に要望を伝えた際の写真を掲載し、1頁及び3頁の右上隅に源野議員のイラストを掲載するものであること、
③本件報告誌2は、「2023 令和5年 新春号 げんの和清市議会だより」と題する4頁程度の文書であり、本件報告誌1と類似の内容（ただし、1頁目に源野議員の抱負が記載されている）のほか、活動報告記載部分の一角に市政報告会の報告時、市議会の質問時及び防災訓練時の写真並びに抱負記載部分に源野議員の上半身の写真を掲載し、1頁の右上隅に源野議員のイラストを掲載していることが認められる。

(ウ) 上記事実によれば、本件報告誌1及び2は、源野議員の市政に関する理念、政策や議会内外における実践例について広く地域住民に広報する内容であり、これに係る経費は、議員が行う活動及び市政について市民に報告するための広報費に該当する。そして、本件報告誌1及び2中に掲載されている源野議員の写真やイラストは、証拠（甲18の1から18の5まで）によれば、誌面に占める面積が小さいこと、源野議員の住所地や電話番号、電子メールアドレスを掲載することは、源野議員の市議会活動に対する意見をくみ上げる手段となり得ること等からすれば、本件報告誌に係る費用のうち、政務活動に関連する部分の割合を10分の9としたことは合理的である。なお、源野議員の活動や市政の報告が同時に源野議員個人の宣伝としての効果を有することをもって、上記部分の支出が条例所定経費に該当しない費用の支出であると認めることはできないことは上記ア(ウ)で述べたとおりである。

(エ) したがって、源野議員の広報費に係る上記支出が、条例所定経費に該当しない費用の支出であると認めることはできない。

(5) 人件費

ア 原告は、①本件手引きでは、政務活動費を充てることができる経費としての人件費の主な例として手当が挙げられているが、この手当は本件条例8条2項で定められた人件費ではないこと、②福田議員及び清水議員は、人件費支出を証明する文書の1つとして業務日誌を提出しているが、いずれの業務日誌にも労働条件が記載されておらず、雇用実態がない可能性があることから、福田議員及び清水議員の人件費としての各支出は、その全額が条例所定経費の支出とは認められず、政務活動費を充当したことが違法である旨主張する。

イ 本件条例別表及び本件手引きは、いずれも、人件費を「議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費」と定めており、本件手引きでは、人件費の主な例として「給料、手当、賃金等」が記載されている。雇用契約における労務提供の対価として支払われるものである限り、その名称が「手当」である場合と「給料」又は「賃金」である場合と区別する根拠はないから、手当は条例所定経費に当たらない旨の原告の主張は採用できない。

また、本件手引きでは、職員を雇用した際に添付が必要とされる業務日誌（附属様式6）につき、業務内容については従事した業務の内容を具体的に記載するよう求めるにとどまり、労働条件を明示することまで求めるものとは理解されないから、福田議員及び清水議員が提出した業務日誌に労働条件が記載されていないとしても、本件手引きに従った取扱いをしたというにすぎず、雇用実態がないと推認できるものでもない。

したがって、原告の上記主張は採用できない。

(6) 会派共用費及び共通経費の支出について

ア 原告は、会派共用費及び共通経費は、全国市議会議長会条例案（例）が定めた10項目の費用に含まれないから、本件条例のうちこれらの経費を条例所定経費と定めた部分は無効である旨を主張する。しかし、原告が指摘する全国市議会議長会の条例案（例）（甲6）は、各市議会の判断と責任

において条例の内容を決めることができることを前提に、参考として示されたものにすぎず(甲8)、本件条例の規定に上記条例案と内容が異なる点があるからといって、直ちに無効になるものではない。

イ 原告は、会派共用費について定めた本件条例別表11の項は内容的に矛盾しているから「使途不明の支出に係る経費」に当たり、政務活動費の充当が認められない旨を主張する。しかし、本件条例別表11の項は、会派が支出する議員の共同経費のうち、議員の政務活動に要する経費(本件条例別表1～8、10の項に掲げる経費)に当たるものを条例所定経費とするものであるが、会派所属の議員が行う政務活動には、議員個人の活動として行うものと、会派の事業として行うものの双方があり、議員が会派の事業を通じて政務活動を行う場合、会派の共同経費の支出が、同時に、当該議員の政務活動と合理的関連性を有する支出に当たるとも当然あり得る。会派共用費は、議員に対し、このような費用に政務活動費の充当を認めるものと解され、内容的に矛盾があるとはいえないし、その経費が「使途不明の支出に係る経費」といえるものでもない。原告の上記主張は、採用できない。

ウ 原告は、共通経費について定めた本件条例別表12の項が「上記以外の経費で議員が行う活動に共通して必要な経費」と定めるのみであるから「使途不明の支出に係る経費」に当たると主張する。同主張は、本件条例の規定内容が十分に限定されていないという趣旨と思われるが、条例の規定内容が具体的であるか否かと、支出の使途が不明であるか否かは別の問題であるから、原告が主張する事情をもって共通経費が「使途不明の支出に係る経費」に当たらないことは明らかである。また、地方自治法及び本件条例の規定の趣旨に照らし、経費の支出の対象となる行為が、その客観的な目的や性質に照らして、本件条例8条1項所定の政務活動との間に合理的関連性を欠く場合には、条例所定経費に該当しないと解されることは前記

1 (I) イに説示したとおりであって、解釈上、意味内容が合理的な範囲に限定されることとなることを考慮すると、本件条例の規定内容の限定が不十分である旨の原告の主張も、採用できない。

(7) 小括

5 ア 以上によれば、福田議員が政務活動費を充当できる経費として計上したもののうち、別紙1の番号31及び115の合計1万円は条例所定経費に当たらず、これに政務活動費を充てることは違法であるから、同額を政務活動費を充当し得る経費から控除すべきである。しかし、収支報告書上の経費額201万5194円（前記前提事実(2)エ(7)）から上記金額を控除した残額は200万5194円であり、なお交付金額192万円を超えるから、結果として、福田議員が交付された政務活動費192万円の全額を充当したことは、不当利得に当たらないことになる。

10 イ また、清水議員及び源野議員の別紙6から11までの「充当額」欄記載の経費について、条例所定経費に当たらないものがあるとは認められないから、清水議員及び源野議員についても不当利得は認められない。

15 ウ したがって、市が本件各議員に対する不当利得の返還及び遅延損害金の支払の請求を怠っているとは認められない。

原告がその他に主張する点は、いずれも上記判断を左右しない。

2 結論

20 以上によれば、その余の争点について判断するまでもなく、原告の請求は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

金沢地方裁判所民事部

25 裁判長裁判官

土 屋 毅 

裁判官

中嶋 万紀子 

5

裁判官

野原 顕 

(別表)

議員氏名	違法支出額（合計）	違法支出額（内訳）	費目の内訳	対応する別紙
福田太郎	180万6754円	75万3805円	調査研究費	別紙1
		67万1343円	広報費	別紙2
		21万7250円	人件費	別紙3
		3万円	会派共用費	別紙4
		13万4356円	共通経費	別紙5
清水邦彦	117万3101円	54万1275円	人件費	別紙6
		12万円	会派共用費	別紙7
		51万1826円	共通経費	別紙8
源野和清	90万0734円	9万5392円	広報費	別紙9
		27万円	会派共用費	別紙10
		53万5342円	共通経費	別紙11

別紙1 福田議員の調査研究費

領収書番号	活動(使途)内容	証拠書類	支出額(円)	充当額(円)	違法額(円)	福田議員の対応	対応後の充当額
23	タクシー料金	領収書(甲16の1)	1,340	1,340	1,340	支出削除(乙2)	0
24	年会費(金沢市相撲連盟)	領収書(甲16の1)	15,220	15,220	15,220		15,220
25	東京視察宿泊代	領収書(甲16の69、 丙A4、丙A5)	5,795	5,795	5,795		5,795
26	東京行政視察J-R代金費		20,840	20,840	20,840		20,840
27	東京行政視察J-R代金費		20,840	20,840	20,840		20,840
28	東京行政視察 タクシー代	領収書(甲16の68、 丙A4)	1,860	1,860	1,860		1,860
29	東京行政視察 タクシー代		1,460	1,460	1,460		1,460
30	東京行政視察 駐車場代		2,860	2,860	2,860		2,860
31	懇親会会費(金沢調理師会)	領収書(甲16の72、 丙A6、丙A7)	15,000	5,000	5,000		5,000
34	年会費(小立野社会福祉協議会)	領収書(甲16の73)	不鮮明	2,000	2,000		2,000
42	年会費(金沢経済同友会)	領収書(甲16の75)	30,000	30,000	30,000		30,000
46	協力会会費(金沢自衛隊)	領収書(甲16の76)	10,220	10,220	10,220		10,220
49	講演会費(金沢経済同友会)	領収書(甲16の74)	10,220	10,220	10,220		10,220
56	年会費(金沢都市圏新交通導入議員連盟)	領収書(甲16の78)	5,000	5,000	5,000		5,000
58	交流会会費(石川県中央都市圏議会連絡会)	領収書(甲16の79、 丙A8)	8,000	5,000	5,000		5,000
62	出張旅費	領収書(甲16の80)	39,180	39,180	39,180	支出削除(乙2)	0
63枝番1	東京視察旅費	領収書(甲16の70)、 報告書(甲16の66)	36,300	36,300	36,300	支出削除(乙2)	0
63枝番2	東京視察モノレール代	領収書(甲16の70)、 報告書(甲16の66)	500	500	500		500
63枝番3	東京視察モノレール代	領収書(甲16の70)、 報告書(甲16の66)	500	500	500		500
71	年会費	領収書(甲16の81)	20,000	20,000	20,000		20,000
95	タクシー料金	領収書(甲16の2)	1,900	1,900	1,900	支出削除(乙2)	0
96	タクシー料金		1,260	1,260	1,260	支出削除(乙2)	0
97	タクシー料金		1,420	1,420	1,420	支出削除(乙2)	0
102	研究フォーラム参加宿泊費	領収書(甲16の82)	18,770	18,770	18,770		18,770
103	年会費(金沢経済同友会)		30,440	30,440	30,440		30,440
107	黒ゆり会会費	領収書(甲16の83)	7,000	7,000	7,000	支出削除(乙2)	0
108	年会費(金沢はくさん会)	領収書(甲16の84)	6,000	6,000	6,000		6,000
109	年会費(ソフトボール連盟)	領収書(甲16の84)	50,000	50,000	50,000	資料追完(乙2)	50,000
115	会費(石川県社交料飲生活衛生同業組合)	お知らせ(甲16の71)、 領収証(甲16の85、丙A10)	20,000	5,000	5,000		5,000
175	タクシー料金	領収書(甲16の3)	1,320	1,320	1,320		1,320
176	タクシー料金		1,500	1,500	1,500		1,500
177	タクシー料金		1,420	1,420	1,420		1,420
178	タクシー料金		1,340	1,340	1,340		1,340
179	タクシー料金		1,340	1,340	1,340		1,340
180	タクシー料金	領収書(甲16の4)	1,320	1,320	1,320		1,320
181	タクシー料金		1,500	1,500	1,500		1,500
182	タクシー料金		1,180	1,180	1,180		1,180
184	タクシー料金		1,260	1,260	1,260		1,260
186	タクシー料金	領収書(甲16の5)	1,420	1,420	1,420		1,420
188	タクシー料金		1,340	1,340	1,340		1,340
189	タクシー料金		1,500	1,500	1,500		1,500
190	タクシー料金		1,580	1,580	1,580		1,580
191	タクシー料金		1,980	1,980	1,980		1,980
192	タクシー料金	領収書(甲16の6)	1,500	1,500	1,500		1,500
193	タクシー料金		2,060	2,060	2,060		2,060
194	タクシー料金		1,480	1,480	1,480		1,480
195	タクシー料金		1,260	1,260	1,260		1,260
196	タクシー料金		1,500	1,500	1,500		1,500
199	タクシー料金	領収書(甲16の7)	1,260	1,260	1,260	支出削除(丙A13)	0
200	タクシー料金		1,340	1,340	1,340		1,340
202	タクシー料金		1,500	1,500	1,500		1,500

203	タクシー料金		1,900	1,900	1,900	1,900
207	タクシー料金		860	860	860	860
208	タクシー料金	領収書(甲16の8)	2,060	2,060	2,060	2,060
209	タクシー料金		1,100	1,100	1,100	1,100
210	タクシー料金		1,500	1,500	1,500	1,500
211	タクシー料金	領収書(甲16の9)	1,260	1,260	1,260	1,260
212	タクシー料金		1,260	1,260	1,260	1,260
216	タクシー料金		1,660	1,660	1,660	1,660
217	タクシー料金	領収書(甲16の10)	1,420	1,420	1,420	1,420
218	タクシー料金	※220につき甲22	1,420	1,420	1,420	1,420
219	タクシー料金		2,060	2,060	2,060	2,060
220	タクシー料金		1,340	1,340	1,340	1,340
222	タクシー料金		1,340	1,340	1,340	1,340
223	タクシー料金	領収書(甲16の11)	1,020	1,020	1,020	1,020
224	タクシー料金	※223につき甲22	2,540	2,540	2,540	2,540
225	タクシー料金		1,420	1,420	1,420	1,420
227	タクシー料金		1,740	1,740	1,740	1,740
231	タクシー料金	領収書(甲16の12)	1,420	1,420	1,420	1,420
232	タクシー料金		1,500	1,500	1,500	1,500
235	タクシー料金		1,420	1,420	1,420	1,420
236	タクシー料金	領収書(甲16の13)	1,500	1,500	1,500	支出削除(丙A13) 0
237	タクシー料金		1,420	1,420	1,420	1,420
238	タクシー料金		1,340	1,340	1,340	1,340
239	タクシー料金		1,340	1,340	1,340	1,340
240	タクシー料金		1,340	1,340	1,340	1,340
241	タクシー料金	領収書(甲16の14)	1,420	1,420	1,420	支出削除(丙A13) 0
243	タクシー料金		1,320	1,320	1,320	1,320
245	タクシー料金		1,260	1,260	1,260	1,260
246	タクシー料金		1,340	1,340	1,340	1,340
248	タクシー料金		1,420	1,420	1,420	1,420
249	タクシー料金	領収書(甲16の15)	1,420	1,420	1,420	1,420
250	タクシー料金		1,320	1,320	1,320	1,320
251	タクシー料金		1,180	1,180	1,180	1,180
253	タクシー料金		1,820	1,820	1,820	1,820
254	タクシー料金	領収書(甲16の16)	1,260	1,260	1,260	1,260
256	タクシー料金		1,560	1,560	1,560	1,560
257	タクシー料金		1,660	1,660	1,660	1,660
260	タクシー料金		1,160	1,160	1,160	1,160
261	タクシー料金	領収書(甲16の17)	1,660	1,660	1,660	1,660
262	タクシー料金		1,420	1,420	1,420	1,420
264	タクシー料金		1,260	1,260	1,260	1,260
265	タクシー料金		1,500	1,500	1,500	1,500
266	タクシー料金	領収書(甲16の18)	1,500	1,500	1,500	1,500
267	タクシー料金	※269につき甲22	1,260	1,260	1,260	1,260
268	タクシー料金		1,340	1,340	1,340	1,340
269	タクシー料金		1,300	1,300	1,300	1,300
270	タクシー料金		1,340	1,340	1,340	1,340
271	タクシー料金		1,660	1,660	1,660	1,660
273	タクシー料金	領収書(甲16の19)	1,340	1,340	1,340	1,340
274	タクシー料金		1,340	1,340	1,340	1,340
275	タクシー料金		1,400	1,400	1,400	1,400
276	タクシー料金		2,300	2,300	2,300	2,300
277	タクシー料金	領収書(甲16の20)	1,240	1,240	1,240	1,240
278	タクシー料金		1,980	1,980	1,980	1,980
280	タクシー料金		1,420	1,420	1,420	1,420
281	タクシー料金		1,500	1,500	1,500	1,500
282	タクシー料金		1,130	1,130	1,130	1,130
283	タクシー料金	領収書(甲16の21)	1,420	1,420	1,420	1,420
284	タクシー料金		1,260	1,260	1,260	1,260
286	タクシー料金		1,500	1,500	1,500	1,500
288	タクシー料金		1,420	1,420	1,420	1,420
289	タクシー料金		1,500	1,500	1,500	1,500
290	タクシー料金	領収書(甲16の22)	1,260	1,260	1,260	1,260
291	タクシー料金		1,100	1,100	1,100	1,100
292	タクシー料金		1,340	1,340	1,340	1,340
293	タクシー料金		2,220	2,220	2,220	2,220

294	タクシー料金	領収書 (甲16の23)	1,260	1,260	1,260		1,260
295	タクシー料金		1,340	1,340	1,340		1,340
296	タクシー料金		1,100	1,100	1,100		1,100
297	タクシー料金		1,420	1,420	1,420		1,420
298	タクシー料金		1,420	1,420	1,420		1,420
299	タクシー料金	領収書 (甲16の24)	1,500	1,500	1,500		1,500
300	タクシー料金		1,340	1,340	1,340		1,340
301	タクシー料金		1,420	1,420	1,420		1,420
302	タクシー料金		1,500	1,500	1,500		1,500
303	タクシー料金		1,500	1,500	1,500		1,500
304	タクシー料金		2,300	2,300	2,300		2,300
306	タクシー料金	領収書 (甲16の25)	1,660	1,660	1,660	支出削除 (丙A13)	0
308	タクシー料金		1,260	1,260	1,260		1,260
311	タクシー料金	領収書 (甲16の26)	1,740	1,740	1,740	支出削除 (丙A13)	0
312	タクシー料金		1,420	1,420	1,420		1,420
313	タクシー料金		2,220	2,220	2,220		2,220
314	タクシー料金		1,500	1,500	1,500		1,500
315	タクシー料金		1,700	1,700	1,700		1,700
317	タクシー料金	領収書 (甲16の27)	1,660	1,660	1,660		1,660
318	タクシー料金		940	940	940		940
319	タクシー料金		1,980	1,980	1,980		1,980
321	タクシー料金		1,180	1,180	1,180		1,180
322	タクシー料金		1,500	1,500	1,500		1,500
323	タクシー料金	領収書 (甲16の28)	1,340	1,340	1,340		1,340
324	タクシー料金		780	780	780		780
325	タクシー料金		2,060	2,060	2,060		2,060
327	タクシー料金		1,100	1,100	1,100		1,100
328	タクシー料金		1,180	1,180	1,180		1,180
329	タクシー料金	領収書 (甲16の29)	1,580	1,580	1,580		1,580
331	タクシー料金		1,500	1,500	1,500		1,500
333	タクシー料金		1,580	1,580	1,580		1,580
334	タクシー料金		1,420	1,420	1,420		1,420
335	タクシー料金		1,740	1,740	1,740	支出削除 (丙A13)	0
338	タクシー料金	領収書 (甲16の30)	1,500	1,500	1,500		1,500
339	タクシー料金		1,340	1,340	1,340		1,340
340	タクシー料金		1,820	1,820	1,820	支出削除 (丙A13)	0
341	タクシー料金	領収書 (甲16の31)	1,340	1,340	1,340		1,340
343	タクシー料金		1,420	1,420	1,420		1,420
345	タクシー料金		1,260	1,260	1,260		1,260
346	タクシー料金		1,340	1,340	1,340		1,340
347	タクシー料金		1,740	1,740	1,740	支出削除 (丙A13)	0
350	タクシー料金	領収書 (甲16の32)	1,260	1,260	1,260		1,260
351	タクシー料金		1,660	1,660	1,660		1,660
352	タクシー料金	領収書 (甲16の33)	860	860	860		860
353	タクシー料金		1,580	1,580	1,580		1,580
355	タクシー料金		1,340	1,340	1,340		1,340
356	タクシー料金		1,580	1,580	1,580		1,580
357	タクシー料金		1,820	1,820	1,820		1,820
358	タクシー料金	領収書 (甲16の34)	1,340	1,340	1,340		1,340
362	タクシー料金		1,420	1,420	1,420		1,420
364	タクシー料金		1,500	1,500	1,500		1,500
365	タクシー料金	領収書 (甲16の35) ※369につき甲22	1,500	1,500	1,500		1,500
366	タクシー料金		1,500	1,500	1,500		1,500
369	タクシー料金		1,260	1,260	1,260		1,260
370	タクシー料金		1,660	1,660	1,660		1,660
371	タクシー料金		1,340	1,340	1,340		1,340
373	タクシー料金	領収書 (甲16の36)	1,580	1,580	1,580	支出削除 (丙A13)	0
374	タクシー料金		2,460	2,460	2,460		2,460
375	タクシー料金		1,100	1,100	1,100		1,100
376	タクシー料金		1,340	1,340	1,340		1,340
377	タクシー料金		1,400	1,400	1,400	支出削除 (丙A13)	0
378	タクシー料金	領収書 (甲16の37)	1,340	1,340	1,340		1,340
379	タクシー料金		1,420	1,420	1,420		1,420
380	タクシー料金		1,420	1,420	1,420		1,420
381	タクシー料金		1,180	1,180	1,180	支出削除 (丙A13)	0
382	タクシー料金		2,780	2,780	2,780		2,780

385	タクシー料金		1,420	1,420	1,420		1,420
386	タクシー料金	領収書 (甲16の38)	1,420	1,420	1,420		1,420
387	タクシー料金		1,600	1,600	1,600		1,600
388	タクシー料金		2,300	2,300	2,300		2,300
391	タクシー料金		1,500	1,500	1,500		1,500
392	タクシー料金	領収書 (甲16の39)	1,180	1,180	1,180		1,180
394	タクシー料金		1,000	1,000	1,000		1,000
395	タクシー料金		1,820	1,820	1,820		1,820
396	タクシー料金		2,300	2,300	2,300		2,300
397	タクシー料金	領収書 (甲16の40)	1,020	1,020	1,020		1,020
398	タクシー料金		1,500	1,500	1,500		1,500
399	タクシー料金		1,820	1,820	1,820		1,820
400	タクシー料金		1,180	1,180	1,180		1,180
402	タクシー料金	領収書 (甲16の41)	1,580	1,580	1,580		1,580
405	タクシー料金		1,560	1,560	1,560	支出削除 (丙A13)	0
407	タクシー料金		1,740	1,740	1,740		1,740
410	タクシー料金	領収書 (甲16の42)	630	630	630		630
411	タクシー料金		1,880	1,880	1,880		1,880
412	タクシー料金		780	780	780		780
414	タクシー料金		2,540	2,540	2,540		2,540
415	タクシー料金	領収書 (甲16の43)	2,120	2,120	2,120		2,120
417	タクシー料金		2,220	2,220	2,220		2,220
418	タクシー料金		1,980	1,980	1,980		1,980
419	タクシー料金		2,780	2,780	2,780		2,780
420	タクシー料金	領収書 (甲16の44)	3,260	3,260	3,260		3,260
421	タクシー料金		780	780	780		780
422	タクシー料金		1,340	1,340	1,340		1,340
424	タクシー料金		1,420	1,420	1,420		1,420
427	タクシー料金		1,420	1,420	1,420		1,420
428	タクシー料金	領収書 (甲16の45)	1,800	1,800	1,800		1,800
429	タクシー料金		3,260	3,260	3,260		3,260
432	タクシー料金		3,500	3,500	3,500		3,500
434	タクシー料金	領収書 (甲16の46)	1,820	1,820	1,820		1,820
435	タクシー料金		1,020	1,020	1,020		1,020
436	タクシー料金		1,500	1,500	1,500		1,500
438	タクシー料金		1,500	1,500	1,500		1,500
441	タクシー料金	領収書 (甲16の47)	1,980	1,980	1,980		1,980
442	タクシー料金		1,100	1,100	1,100		1,100
443	タクシー料金		1,580	1,580	1,580		1,580
445	タクシー料金	領収書 (甲16の48)	1,500	1,500	1,500	支出削除 (丙A13)	0
446	タクシー料金		1,420	1,420	1,420		1,420
448	タクシー料金		1,500	1,500	1,500	支出削除 (丙A13)	0
449	タクシー料金		1,580	1,580	1,580		1,580
450	タクシー料金		1,340	1,340	1,340		1,340
451	タクシー料金	領収書 (甲16の49)	1,660	1,660	1,660		1,660
452	タクシー料金		1,260	1,260	1,260		1,260
453	タクシー料金		1,260	1,260	1,260		1,260
454	タクシー料金		860	860	860		860
455	タクシー料金		1,100	1,100	1,100		1,100
456	タクシー料金	領収書 (甲16の50)	1,820	1,820	1,820		1,820
457	タクシー料金		1,260	1,260	1,260		1,260
464	タクシー料金	領収書 (甲16の51)、報告書 (甲16の67)	1,980	1,980	1,980		1,980
465	タクシー料金		2,000	2,000	2,000		2,000
466	タクシー料金		2,000	2,000	2,000		2,000
467	タクシー料金		1,700	1,700	1,700		1,700
468	タクシー料金	領収書 (甲16の52)、報告書 (甲16の67)	2,000	2,000	2,000		2,000
469	タクシー料金		1,500	1,500	1,500		1,500
470	タクシー料金		1,600	1,600	1,600		1,600
471	タクシー料金		2,000	2,000	2,000		2,000
476	タクシー料金		2,540	2,540	2,540		2,540
477	タクシー料金	領収書 (甲16の53)	700	700	700		700
478	タクシー料金		1,640	1,640	1,640		1,640
479	タクシー料金		1,340	1,340	1,340		1,340
481	タクシー料金		1,020	1,020	1,020		1,020
482	タクシー料金	領収書 (甲16の54)	1,980	1,980	1,980		1,980
483	タクシー料金		1,900	1,900	1,900		1,900

484	タクシー料金		1,500	1,500	1,500		1,500
485	タクシー料金		1,500	1,500	1,500	支出削除 (丙 A 1 3)	0
486	タクシー料金		1,420	1,420	1,420		1,420
487	タクシー料金	領収書 (甲 1 6 の 5 5)	1,100	1,100	1,100		1,100
488	タクシー料金		1,340	1,340	1,340		1,340
490	タクシー料金		1,320	1,320	1,320		1,320
491	タクシー料金		1,160	1,160	1,160		1,160
492	タクシー料金	領収書 (甲 1 6 の 5 6)	1,340	1,340	1,340		1,340
495	タクシー料金		1,020	1,020	1,020		1,020
496	タクシー料金		2,220	2,220	2,220		2,220
498	タクシー料金		2,140	2,140	2,140		2,140
499	タクシー料金	領収書 (甲 1 6 の 5 7)	1,340	1,340	1,340	支出削除 (丙 A 1 3)	0
500	タクシー料金		1,900	1,900	1,900		1,900
504	タクシー料金		1,420	1,420	1,420		1,420
505	タクシー料金	領収書 (甲 1 6 の 5 8)	2,060	2,060	2,060		2,060
506	タクシー料金		1,420	1,420	1,420	支出削除 (丙 A 1 3)	0
507	タクシー料金		2,860	2,860	2,860		2,860
509	タクシー料金		2,060	2,060	2,060		2,060
510	タクシー料金	領収書 (甲 1 6 の 5 9)	1,100	1,100	1,100		1,100
512	タクシー料金		860	860	860		860
514	タクシー料金		1,420	1,420	1,420		1,420
515	タクシー料金		920	920	920		920
516	タクシー料金	領収書 (甲 1 6 の 6 0)	1,000	1,000	1,000		1,000
517	タクシー料金		1,420	1,420	1,420		1,420
520	タクシー料金		1,100	1,100	1,100		1,100
521	タクシー料金		1,260	1,260	1,260		1,260
523	タクシー料金		1,580	1,580	1,580		1,580
524	タクシー料金	領収書 (甲 1 6 の 6 1)	1,260	1,260	1,260		1,260
525	タクシー料金		1,420	1,420	1,420		1,420
526	タクシー料金		1,480	1,480	1,480		1,480
528	タクシー料金		1,420	1,420	1,420		1,420
529	タクシー料金	領収書 (甲 1 6 の 6 2)	1,100	1,100	1,100		1,100
530	タクシー料金		1,340	1,340	1,340		1,340
532	タクシー料金		2,060	2,060	2,060		2,060
533	タクシー料金		2,520	2,520	2,520		2,520
534	タクシー料金	領収書 (甲 1 6 の 6 3)	1,500	1,500	1,500		1,500
535	タクシー料金		1,500	1,500	1,500		1,500
538	タクシー料金		1,580	1,580	1,580		1,580
539	タクシー料金		1,500	1,500	1,500		1,500
540	タクシー料金	領収書 (甲 1 6 の 6 4)	1,500	1,500	1,500		1,500
542	タクシー料金		1,640	1,640	1,640		1,640
			779,805	753,805	753,805		639,545

別紙 2

福田議員の広報費

領収書番号	活動(使途)内容	証拠書類	支出額(円)	充当額(円)	違法額(円)
135	HPF利用料	報告書(甲16の88(17枚目))	11,000	8,800	8,800
136	HPF利用料		11,000	8,800	8,800
137	HPF利用料		11,000	8,800	8,800
138	HPF利用料		11,000	8,800	8,800
139	HPF利用料		11,000	8,800	8,800
140	HPF利用料		11,000	8,800	8,800
141	HPF利用料		11,000	8,800	8,800
142	HPF利用料		11,000	8,800	8,800
143	HPF利用料		11,000	8,800	8,800
144	HPF利用料		11,000	8,800	8,800
145	HPF利用料		11,000	8,800	8,800
146	HPF利用料		11,000	8,800	8,800
37	郵送代	領収書(甲16の88(7・8枚目))	7,840	7,840	7,840
40	葉書	領収書(甲16の76(1・2枚目)、16の88(5・6・9・10枚目))	25,200	25,200	25,200
41	葉書		18,900	18,900	18,900
47	葉書		18,900	18,900	18,900
88	切手	領収書(甲16の88)	1,680	1,680	1,680
89	葉書		1,890	1,890	1,890
90	葉書&切手		51,450	51,450	51,450
91	切手		1,680	1,680	1,680
92	葉書	領収書(甲16の88)	441	441	441
93	葉書		315	315	315
94	葉書		28,350	28,350	28,350
168	葉書			16,695	16,695
170	郵送代			3,528	3,528
171	郵送代			1,428	1,428
172	郵送代			2,856	2,856
173	葉書			6,300	6,300
552	広報誌、封筒代	報告書(甲16の87)、広報誌(甲16の88)、領収書(甲16の88)	378,290	378,290	378,290
				671,343	671,343

別紙3 福田議員の人件費

領収番号	活動(使途)内容	証拠書類	支出額(円)	充当額(円)	違法額(円)
553	事務員手当	領収書(甲16の90、丙A2)、業務日誌(甲16の91)	49,000	24,500	24,500
554	事務員手当	領収書(甲16の90)、業務日誌(甲16の92)	17,000	8,500	8,500
555	事務員手当	領収書(甲16の90)、業務日誌(甲16の93)	67,000	33,500	33,500
556	事務員手当	領収書(甲16の90)、業務日誌(甲16の94)	63,000	31,500	31,500
557	事務員手当	領収書(甲16の90)、業務日誌(甲16の95)	77,500	38,750	38,750
558	事務員手当	領収書(甲16の90)、業務日誌(甲16の96)	85,000	42,500	42,500
559	事務員手当	領収書(甲16の90)、業務日誌(甲16の97)	33,000	16,500	16,500
560	事務員手当	領収書(甲16の90)、業務日誌(甲16の98)	43,000	21,500	21,500
			434,500	217,250	217,250

別紙 4 福田議員の会派共用費

領収書番号	活動（使途）内容	証拠書類	支出額（円）	充当額（円）	違法額（円）
2	会派共用費の概算払	領収書(甲16の99)	30,000	30,000	30,000
			30,000	30,000	30,000

別紙5 樺田議員の共通経費

別紙 5

福田議員の共通経費

領収書番号	活動(使途)内容	証拠書類	支出額(円)	充当額(円)	違法額(円)
64	携帯電話使用料 4月分	支払証明書(甲16の100)	14,735	7,367	7,367
65	携帯電話使用料 5月分		14,739	7,369	7,369
66	携帯電話使用料 6月分		14,834	7,417	7,417
67	携帯電話使用料 7月分		14,985	7,492	7,492
68	携帯電話使用料 8月分		14,813	7,406	7,406
69	携帯電話使用料 9月分		14,795	7,397	7,397
70	携帯電話使用料 10月分		15,330	7,665	7,665
131	携帯電話使用料 11月分		16,768	8,384	8,384
132	携帯電話使用料 12月分		14,959	7,479	7,479
133	携帯電話使用料 1月分		14,767	7,383	7,383
151	自動車ガソリン代 4/27分	領収書(甲16の101)	9,576	4,788	4,788
152	自動車ガソリン代 5/16分		9,076	4,538	4,538
153	自動車ガソリン代 6/27分		3,000	1,500	1,500
154	自動車ガソリン代 6/19分		3,000	1,500	1,500
155	自動車ガソリン代 7/3分		3,000	1,500	1,500
156	自動車ガソリン代 7/13分		9,803	4,901	4,901
157	自動車ガソリン代 8/2分		9,464	4,732	4,732
158	自動車ガソリン代 8/12分		4,384	2,192	2,192
159	自動車ガソリン代 9/19分		9,379	4,689	4,689
160	自動車ガソリン代 9/1分		5,010	2,505	2,505
161	自動車ガソリン代 10/29分		9,408	4,704	4,704
162	自動車ガソリン代 11/22分		9,297	4,648	4,648
163	自動車ガソリン代 12/30分		5,155	2,577	2,577
164	自動車ガソリン代 1/29分		4,980	2,490	2,490
165	自動車ガソリン代 2/17分	9,296	4,648	4,648	
166	自動車ガソリン代 5/3分	5,040	2,520	2,520	
167	自動車ガソリン代 3/10分	9,131	4,565	4,565	
			268,724	134,356	134,356

別紙6 清水議員の件費

領収書番号	活動(使途)内容	証拠書類	支出額(円)	充当額(円)	違法額(円)
15	事務員手当	領収書(甲17の2、丙C2)、業務日誌(甲17の3、 17の4、丙C3、)	63,000	31,500	31,500
16	事務員手当		31,500	15,750	15,750
30	事務員手当		56,700	28,350	28,350
31	事務員手当		31,500	15,750	15,750
41	事務員手当		63,000	31,500	31,500
42	事務員手当		42,000	21,000	21,000
49	事務員手当		56,700	28,350	28,350
50	事務員手当		31,500	15,750	15,750
61	事務員手当		50,400	25,200	25,200
62	事務員手当		31,500	15,750	15,750
74	事務員手当		50,400	25,200	25,200
75	事務員手当		36,750	18,375	18,375
85	事務員手当		63,000	31,500	31,500
86	事務員手当		36,750	18,375	18,375
97	事務員手当		63,000	31,500	31,500
98	事務員手当		31,500	15,750	15,750
113	事務員手当		56,700	28,350	28,350
114	事務員手当		31,500	15,750	15,750
127	事務員手当		50,400	25,200	25,200
128	事務員手当		31,500	15,750	15,750
143	事務員手当		42,000	21,000	21,000
144	事務員手当		31,500	15,750	15,750
154	事務員手当		63,000	31,500	31,500
155	事務員手当		36,750	18,375	18,375
			1,082,550	541,275	541,275

別紙 7 清水議員の会派共用費

領収書番号	活動（使途）内容	証拠書類	支出額（円）	充当額（円）	違法額（円）
4	会派共用費の概算払	領収書（甲 1 7 の 5）	30,000	30,000	30,000
32	会派共用費の概算払		30,000	30,000	30,000
71	会派共用費の概算払		30,000	30,000	30,000
109	会派共用費の概算払		30,000	30,000	30,000
			120,000	120,000	120,000

別紙8 清水議員の共通経費

領収書番号	活動(使途)内容	証拠書類	支出額(円)	充当額(円)	違法額(円)	清水議員の対応	対応後の充当額(円)
1	自動車リース料 4月	お支払金一覧表(甲17の6)	49,400	24,700	24,700		24,700
10	自動車リース料 5月		49,400	24,700	24,700		24,700
24	自動車リース料 6月		49,400	24,700	24,700		24,700
36	自動車リース料 7月		49,400	24,700	24,700		24,700
45	自動車リース料 8月		49,400	24,700	24,700		24,700
55	自動車リース料 9月		49,400	24,700	24,700		24,700
67	自動車リース料 10月		49,400	24,700	24,700		24,700
81	自動車リース料 11月		49,400	24,700	24,700		24,700
93	自動車リース料 12月		49,400	24,700	24,700		24,700
108	自動車リース料 1月		49,400	24,700	24,700		24,700
123	自動車リース料 2月		49,400	24,700	24,700		24,700
139	自動車リース料 3月		49,400	24,700	24,700	支出訂正(乙3)	24,652
13	携帯電話使用料 5月分	ご利用料金明細書(甲17の7)	9,545	4,772	4,772		4,772
26	携帯電話使用料 6月分		9,606	4,803	4,803		4,803
39	携帯電話使用料 7月分		9,099	4,549	4,549		4,549
47	携帯電話使用料 8月分		9,218	4,609	4,609		4,609
59	携帯電話使用料 9月分		9,389	4,694	4,694		4,694
72	携帯電話使用料 10月分		9,541	4,770	4,770		4,770
83	携帯電話使用料 11月分		8,702	4,351	4,351		4,351
95	携帯電話使用料 12月分		8,705	4,352	4,352		4,352
111	携帯電話使用料 1月分		8,712	4,356	4,356		4,356
125	携帯電話使用料 2月分		9,275	4,637	4,637		4,637
141	携帯電話使用料 3月分		9,258	4,629	4,629		4,629
141番1	携帯電話使用料 4月分		9,372	4,686	4,686		4,686
12	自動車ガソリン代(4月分)	カード利用明細(甲17の8)	8,853	4,426	4,426	支出訂正(乙3)	4,288
25	自動車ガソリン代(5月分)		不鮮明	12,414	12,414		12,414
38	自動車ガソリン代(6月分)		不鮮明	15,495	15,495		15,495
46	自動車ガソリン代(7月分)		不鮮明	15,800	15,800		15,800
56	自動車ガソリン代(8月分)		不鮮明	15,395	15,395		15,395
70	自動車ガソリン代(9月分)		不鮮明	17,558	17,558		17,558
82	自動車ガソリン代(10月分)		不鮮明	13,909	13,909	支出訂正(乙3)	12,045
94	自動車ガソリン代(11月分)		不鮮明	11,152	11,152		11,152
110	自動車ガソリン代(12月分)		不鮮明	13,765	13,765		13,765
124	自動車ガソリン代(1月分)		不鮮明	13,112	13,112		13,112
140	自動車ガソリン代(2月分)		不鮮明	15,777	15,777		15,777
152	自動車ガソリン代(3月分)		不鮮明	11,415	11,415		11,415
				511,826	511,826		509,776

別紙9 源野議員の広報費

領収書番号	活動(使途)内容	証拠書類	支出額(円)	充当額(円)	違法額(円)
7	げんの和清 市議会だより 2022年初夏号	報告書(甲18の1)、領収書(甲18の5)	55,000	49,500	22,000
19	封筒代	領収書(甲18の5)	2,402	2,161	960
20	郵送代金	領収書(甲18の5)	16,080	14,472	6,432
8	げんの和清 市議会だより 2022年初夏号 ホームページ作成	報告書(甲18の2)、領収書(甲18の5)	55,000	49,500	22,000
138	げんの和清 市議会だより 令和5年新春号	報告書(甲18の3)、領収書(甲18の5)	55,000	49,500	22,000
139	げんの和清 市議会だより 令和5年新春号 ホームページ作成	報告書(甲18の4)、領収書(甲18の5)	55,000	49,500	22,000
			238,482	214,633	95,392

別紙 10 源野議員の会派共用費

別紙 10 原野議員の公派費用

領収書番号	活動（使途）内容	証拠書類	支出額（円）	充当額（円）	違法額（円）
2	不鮮明	領収書(甲18の6)	90,000	90,000	90,000
18	不鮮明		90,000	90,000	90,000
82	不鮮明		90,000	90,000	90,000
			270,000	270,000	270,000

別紙 11 源野議員の共通経費

領収書番号	活動(使途)内容	証拠書類	支出額(円)	充当額(円)	違法額(円)
3	自動車リース料 4月	お支払金一覧表・自動車リース注文書(甲18-7)	59,950	29,975	29,975
5	自動車リース料 5月	お支払金一覧表・自動車リース注文書(甲18-7)	59,950	29,975	29,975
10	自動車ガソリン代 4/3分	カードご利用代金明細書(甲18-8)	4,045	2,022	2,022
11	自動車ガソリン代 4/8分		3,776	1,888	1,888
12	自動車ガソリン代 4/16分		4,291	2,145	2,145
13	自動車ガソリン代 4/23分		4,138	2,069	2,069
14	自動車ガソリン代 4/27分		4,181	2,090	2,090
15	自動車ガソリン代明細発行手数料		88	44	44
21	携帯電話使用料 4月分	ご利用代金明細表(甲18-9)	13,410	6,705	6,705
29	自動車リース料 6月分	お支払金一覧表・自動車リース注文書(甲18-7)	59,950	29,975	29,975
32	自動車ガソリン代 5/2分	カードご利用代金明細書(甲18-8)	972	486	486
33	自動車ガソリン代 5/9分		2,980	1,490	1,490
34	自動車ガソリン代 5/15分		3,224	1,612	1,612
35	自動車ガソリン代 5/25分		3,134	1,567	1,567
36	自動車ガソリン代 5/29分		2,761	1,380	1,380
37	自動車ガソリン代明細発行手数料		88	44	44
38	携帯電話使用料 5月分	ご利用代金明細表(甲18-9)	13,073	6,536	6,536
40	自動車リース料 7月分	お支払金一覧表・自動車リース注文書(甲18-7)	59,950	29,975	29,975
43	自動車ガソリン代 6/1分	カードご利用代金明細書(甲18-8)	2,813	1,406	1,406
44	自動車ガソリン代 6/6分		2,656	1,328	1,328
45	自動車ガソリン代 6/20分		2,981	1,490	1,490
46	自動車ガソリン代明細発行手数料		88	44	44
47	携帯電話使用料 6月分	ご利用代金明細表(甲18-9)	13,083	6,541	6,541
49	自動車リース料 8月分	お支払金一覧表・自動車リース注文書(甲18-7)	59,950	29,975	29,975
51	自動車ガソリン代 7/2分	カードご利用代金明細書(甲18-8)	4,856	2,428	2,428
52	自動車ガソリン代 7/4分		2,313	1,156	1,156
53	自動車ガソリン代 7/16分		4,662	2,331	2,331
54	自動車ガソリン代 7/18分		2,987	1,493	1,493
55	自動車ガソリン代 7/24分		2,449	1,224	1,224
56	自動車ガソリン代 7/30分		2,515	1,257	1,257
57	自動車ガソリン代明細発行手数料		88	44	44
61	携帯電話使用料 7月分	ご利用代金明細表(甲18-9)	13,080	6,540	6,540
63	自動車リース料 9月分	お支払金一覧表・自動車リース注文書(甲18-7)	59,950	29,975	29,975
65	自動車ガソリン代 8/2分	カードご利用代金明細書(甲18-8)	3,257	1,628	1,628
66	自動車ガソリン代 8/7分		2,383	1,191	1,191
67	自動車ガソリン代 8/13分		4,103	2,051	2,051
68	自動車ガソリン代 8/16分		3,719	1,859	1,859
69	自動車ガソリン代 8/20分		3,021	1,510	1,510
70	自動車ガソリン代 8/28分		2,107	1,053	1,053
71	自動車ガソリン代明細発行手数料		88	44	44
73	携帯電話使用料 8月分	ご利用代金明細表(甲18-9)	13,139	6,569	6,569
84	自動車リース料 10月分	お支払金一覧表・自動車リース注文書(甲18-7)	59,950	29,975	29,975
86	自動車ガソリン代 9/4分	カードご利用代金明細書(甲18-8)	3,266	1,633	1,633
87	自動車ガソリン代 9/12分		4,215	2,107	2,107
88	自動車ガソリン代 9/17分		3,636	1,818	1,818
89	自動車ガソリン代 9/25分		4,297	2,148	2,148
90	自動車ガソリン代 9/30分		2,405	1,202	1,202
91	自動車ガソリン代明細発行手数料		88	44	44
104	携帯電話使用料 9月分	ご利用代金明細表(甲18-9)	13,076	6,538	6,538
106	自動車リース料 11月分	お支払金一覧表・自動車リース注文書(甲18-7)	59,950	29,975	29,975
108	自動車ガソリン代 10/10分	カードご利用代金明細書(甲18-8)	4,190	2,095	2,095
109	自動車ガソリン代 10/15分		3,116	1,558	1,558
110	自動車ガソリン代 10/18分		4,253	2,126	2,126
111	自動車ガソリン代 10/29分		3,210	1,605	1,605
112	自動車ガソリン代明細発行手数料		88	44	44
114	携帯電話使用料 10月分	ご利用代金明細表(甲18-9)	13,135	6,567	6,567
116	自動車リース料 12月分	お支払金一覧表・自動車リース注文書(甲18-7)	59,950	29,975	29,975
119	自動車ガソリン代 11/1分		3,523	1,761	1,761

120	自動車ガソリン代 11/5分		2,287	1,143	1,143
121	自動車ガソリン代 11/12分	カードご利用代金明細書(甲18-8)	2,767	1,383	1,383
122	自動車ガソリン代 11/23分		2,823	1,411	1,411
123	自動車ガソリン代明細発行手数料		88	44	44
125	携帯電話使用料 11月分	ご利用代金明細表(甲18-9)	13,079	6,539	6,539
126	自動車リース料 1月分	お支払金一覧表・自動車リース注文書(甲18-7)	59,950	29,975	29,975
129	自動車ガソリン代 12/4分		4,008	2,004	2,004
130	自動車ガソリン代 12/8分		3,698	1,849	1,849
131	自動車ガソリン代 12/12分		1,857	928	928
132	自動車ガソリン代 12/19分	カードご利用代金明細書(甲18-8)	3,247	1,623	1,623
133	自動車ガソリン代 12/24分		2,286	1,143	1,143
134	自動車ガソリン代 12/28分		2,724	1,362	1,362
135	自動車ガソリン代明細発行手数料		88	44	44
137	携帯電話使用料 12月分	ご利用代金明細表(甲18-9)	13,105	6,552	6,552
141	自動車リース料 2月分	お支払金一覧表・自動車リース注文書(甲18-7)	59,950	29,975	29,975
143	自動車ガソリン代 1/2分			981	981
144	自動車ガソリン代 1/7分			1,763	1,763
145	自動車ガソリン代 1/16分			2,042	2,042
146	自動車ガソリン代 1/21分			2,053	2,053
147	自動車ガソリン代 1/25分	カードご利用代金明細書(甲18-8)		1,144	1,144
148	自動車ガソリン代 1/30分			1,832	1,832
149	自動車ガソリン代明細発行手数料			44	44
151	携帯電話使用料 1月分	ご利用代金明細表(甲18-9)	13,145	6,572	6,572
153	自動車リース料 3月分	お支払金一覧表・自動車リース注文書(甲18-7)	59,950	29,975	29,975
155	自動車ガソリン代 2/8分		3,650	1,825	1,825
156	自動車ガソリン代 2/12分		3,563	1,781	1,781
157	自動車ガソリン代 2/17分		1,415	707	707
158	自動車ガソリン代 2/20分	カードご利用代金明細書(甲18-8)	3,410	1,705	1,705
159	自動車ガソリン代 2/27分		2,666	1,333	1,333
160	自動車ガソリン代明細発行手数料		88	44	44
162	携帯電話使用料 2月分	ご利用代金明細表(甲18-9)	13,102	6,551	6,551
166	自動車ガソリン代 3/7分		3,061	1,530	1,530
167	自動車ガソリン代 3/12分		3,958	1,979	1,979
168	自動車ガソリン代 3/16分		2,760	1,380	1,380
169	自動車ガソリン代 3/24分	カードご利用代金明細書(甲18-8)	2,900	1,450	1,450
170	自動車ガソリン代 3/28分		3,601	1,800	1,800
171	自動車ガソリン代明細発行手数料		88	44	44
172	携帯電話使用料 3月分	ご利用代金明細表(甲18-9)	13,092	6,546	6,546
			1,051,003	535,342	535,342

金沢市議会政務活動費 運用の手引き

平成 29 年 4 月改訂
金沢市議会

はじめに

平成24年の地方自治法の一部改正により、政務調査費の交付目的が拡大され、名称も「政務活動費」と改められました。議員には従来にも増して調査研究等を進め、議員活動の活性化を図り、議会の機能を充実・強化させることが期待されています。同時に、政務活動費は市民の税金による交付金であることから、使途の透明性と市民に対する説明責任を果たすよう、さらに求められています。

金沢市議会では、地方自治法の一部改正を受け、平成24年12月議会において、「金沢市議会政務調査費の交付に関する条例」を改正して、「金沢市議会政務活動費の交付に関する条例」を制定いたしました。

条例の改正においては、使途の透明性の確保に留意しながら、法の定めにより、規則で規定していた政務調査費の使途基準を「政務活動費を充てることができる経費の範囲」として条例で規定することになりました。また、本市では規則別表で規定していた「政務調査費を充てることができない経費」も、条例別表で「政務活動費を充てることができない経費」として規定し直しております。

今回の改正では、法制執務の関係から規則別表の各項目に記載してあった例示を条例別表に表記することができなかつたため、実際の執行にあたっての指針となる具体的な例については、すべてこの運用の手引きで表していくことになりました。

この手引きは、議会内で取扱いの基本指針を示すとして活用されてきた「金沢市議会政務調査費運用の手引き」を基に作成されており、具体的な例示を含む「運用の手引き」の重要性は、今後ますます高まるものと考えます。

議員各位には、この手引きを判断基準として活用していただき、適正な執行に努めていただくとともに、より一層活発な市民ニーズに即した政務活動を実施され、金沢市の発展と市民福祉の向上に寄与されることを願っています。

平成25年 4 月

金沢市議会

目 次

第1章 政務活動費の概要	1
1 趣旨・経緯（政務調査費から政務活動費へ）	1
2 政務活動費の性質	2
3 政務活動費交付の根拠となる法律、条例等	2
第2章 政務活動費の基本的な運用指針	3
1 政務活動費執行にあたっての原則	3
・ 3親等以内の親族の範囲	4
2 実費弁償の原則	5
3 領収書の添付	5
4 按分の取り扱い	5
第3章 政務活動費を充てることができない経費	6
1 政務活動費を充てることができない経費の具体的事例	6
(1) 政党の活動に係る経費	6
(2) 慶弔費その他の交際費的経費	6
(3) 選挙活動に係る経費	7
(4) 後援会活動に係る経費	7
(5) 飲食を主目的とする会合の飲食に係る経費	7
(6) 会派等又は個人の資産形成に係る経費	7
(7) 政務活動費以外の公費支出と重複する支出に係る経費	8
(8) 公職選挙法その他法令等の制限に抵触する経費	8
(9) 用途不明の支出に係る経費	8
第4章 政務活動費を充てることができる経費の範囲	9
1 政務活動費を充てることができる経費の具体的事例	9
(1) 調査研究費	9
(2) 研修費	10
(3) 広報費	11
(4) 広聴費	11
(5) 要請・陳情活動費	12
(6) 会議費	12
(7) 資料作成費	13
(8) 資料購入費	13

(9) 人件費	13
(10) 事務所費	14
(11) 会派共用費	15
(12) 共通経費	15
2 特に注意が必要な政務活動費の充当指針	16
(1) 年会費・参加費等	16
(2) 広報活動又は広聴活動を目的として開催する会議の費用	16
(3) 飲食を伴う会議（懇談会）費	16
(4) 事務所費	17
① 事務所の要件	17
② 事務所経費の按分方針	17
③ 事務所経費への充当限度額	18
④ 事務所における活動実績の割合（推計）により按分率を算出する 際の基準例	18
(5) 事務機器等の備品の購入費及び賃借料	19
① 備品の購入又は賃借	19
② 備品購入費や賃借料の按分	19
③ 購入備品の処分	20
(6) 海外・県外での政務活動に係る政務活動費	20
① 必要性・合理性の検討	20
② 議長への海外旅行届	20
③ 報告書の作成	20
④ 議員が共同で行う調査活動	21
⑤ 海外における政務活動費	21
(7) タクシー料金	21
第5章 収支報告書等の作成・提出・保管等について	22
1 政務活動費の支出を証する書類	22
(1) 領収書等の支出を証する書類の徴収と整理	22
(2) 領収書等への補記が必要な支出	26
(3) 附属資料の添付が必要な支出	27
(4) 附属様式の整備	28
(5) 政務活動を共同で行った場合の領収書等の処理	28
(6) 未払金の支出を証する書類の提出	28

2	政務活動費出納簿の作成	29
3	収支報告書の提出及び措置	29
4	収支報告書、領収書等の写し及びその他の関係書類の保存	29
5	収支報告書、領収書等の写しその他の関係書類の公開	29
6	領収書等の原本の保管	29
7	その他	29

附属様式 1	政務活動費出納簿	30
附属様式 2	海外・県外等政務活動報告書	33
附属様式 3	市政報告会等開催報告書	34
附属様式 4	広報紙等作成報告書	36
附属様式 5	職員雇用台帳	38
附属様式 6	業務日誌	39
附属様式 7	政務活動事務所届	40
附属様式 8	備品台帳	41

第 6 章	関係条例・規則	42
・	金沢市議会政務活動費の交付に関する条例	42
・	金沢市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則	46
様式第 1 号 (第 2 条関係)	政務活動費交付申請書	47
様式第 2 号 (第 3 条関係)	政務活動費交付決定通知書	48
様式第 3 号 (第 4 条関係)	政務活動費交付請求書	49
様式第 4 号 (第 5 条関係)	政務活動費収支報告書	50
様式第 4 号 (第 5 条関係)	政務活動費収支報告書 別紙	51

第1章 政務活動費の概要

1 趣旨・経緯（政務調査費から政務活動費へ）

【地方自治法】

平成11年7月地方分権一括法が成立し、地方公共団体の自己決定権、自己責任が拡大する中で、地方議会が担う役割は、ますます重要なものとなりました。

このような中であって、地方議会の活性化を図るためには、その審議能力を強化していくことが必要不可欠であり、地方議員の調査活動基盤の充実強化を図る観点から、議会における会派又は議員に対する調査研究費等の助成を制度化するため、平成12年法律第89号による地方自治法の一部改正によって、**政務調査費交付制度**（第100条第13項及び第14項）が設けられました（平成12年5月31日公布、平成13年4月1日施行）。

この後、平成24年法律第72号の地方自治法の一部を改正する法律（平成24年9月5日公布、平成25年3月1日施行）により政務調査費交付制度は**政務活動費交付制度**（第100条第14項乃至第16項）に変更され、交付の目的に「その他の活動」が追加され、「議会の議員の調査研究に資するため」から「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため」に改められました。名称も「政務調査費」から「政務活動費」となり、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定め、議長は政務活動費の使途の透明性の確保に努めることが法に規定されました。

【金沢市議会】

本市では、平成12年の地方自治法の改正の規定を受けて、**金沢市議会政務調査費の交付に関する条例**が制定されました（平成13年3月23日公布、平成13年4月1日施行）。この条例では、政務調査費の交付対象は会派でした。

その後、平成20年6月には、政務調査費のさらなる透明化を図るため収支報告書に領収書の添付を義務づけ、交付対象も会派から議員に変更するため金沢市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正を行いました。また同時に、金沢市議会として政務調査費の取扱いの基本指針を示す「**金沢市議会政務調査費運用の手引き**」が政務調査費改革検討会において検討され、代表者会議において了承された後、同年7月から運用されました。政務調査活動は、地域、市民に根ざした施策の立案の一助となり、そうした地方議員の活動が最大限尊重され、住民の代表機関の役割を充分果たすことが、民主主義の理念に合うものと本市議会では考えました。

平成24年の地方自治法の一部改正により、金沢市議会では、平成24年12月議会において、「金沢市議会政務調査費の交付に関する条例」を改正して「**金沢市議会政務活動費の交付に関する条例**」を制定いたしました。同時に、「金沢市議会政務調査費運用の手引き」を基に、「**金沢市議会政務活動費運用の手引き**」を定めることとしました。

2 政務活動費の性質

政務活動費は、地方自治法第100条第14項から第16項までの規定及び金沢市議会政務活動費の交付に関する条例（以下「条例」という。）の規定に基づき、金沢市議会議員（以下「議員」という。）の「市政に関する調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付されるもの」です。（条例第1条）

したがって、交付された政務活動費は、政務活動に要する経費に対して適切に充当されるべきものであり、政務活動を充てることができる経費の範囲において使用しなければならず、政務活動以外の経費に使用することは認められていません。

金沢市議会では、政務活動を「議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動」と定義づけ、これらの政務活動のうち、条例別表に定める政務活動に要する経費に政務活動費を充てることができるとしています。（条例第8条）

また、政務活動費を充てることができない経費については、条例別表の備考2で示しております。

3 政務活動費交付の根拠となる法律、条例等

議員に対する政務活動費の交付にあたっての根拠は、次の法律、条例、規則等となっています。なお、条例、規則の詳細は第6章を参照して下さい。

■地方自治法（第100条第14項・第15項・第16項）

■金沢市議会政務活動費の交付に関する条例

■金沢市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

■金沢市議会政務活動費運用の手引き

第2章 政務活動費の基本的な運用指針

1 政務活動費執行にあたっての原則

政務活動費の執行にあたっては、次に掲げる項目に留意のうえ、各議員の責任において、適切に取り扱うものとします。

ア 政務活動が、市行政と関連性を有していること。

政務活動費は、公金として、地方議会の審議能力を強化して、その活性化を図るために支出されるものであり、活動が**市政と関連性**を有することが前提です。

イ 政務活動費の各支出が、その目的からみて合理性、必要性を有していること。

政務活動の目的との関係において、政務活動費としての支出が**合理性、必要性**を欠くものであってはいけません。

政務活動に通常必要とされる数量を超えた備品の購入や、著しく不相応な日程の調査旅費などの支出は、政務活動費として適切ではありません。

ウ 支出金額が、社会通念上相当と認められる範囲内であること。

支出金額が著しく高額である場合は、社会通念上適切とはいえません。

エ 政務活動費は、議員と一定の関係にある者や法人に対しては支出できないこと。

金沢市議会における政務活動費では、支出の透明性を高めるため、議員と一定の関係にある個人や法人への支出を制限します。

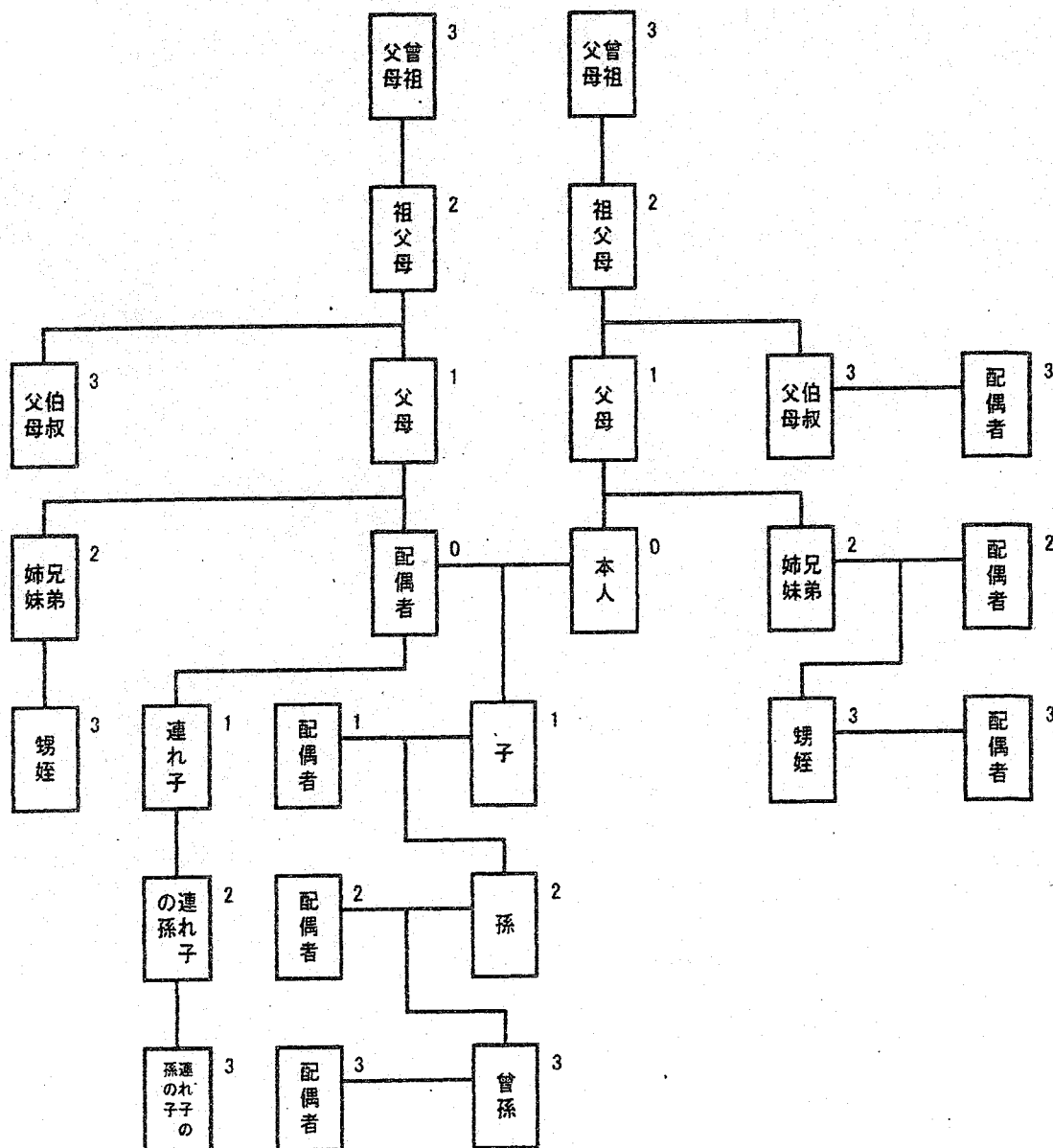
議員との関係で、「**3親等以内の親族及び同居人**」に対し、政務活動費を支出することはできません。また、「**議員本人及び3親等以内の親族並びに同居人が代表者である法人**」へ対しても支出できません。

◇政務活動費の支出先

区 分		支出の可否
個人	議員と3親等以内の親族及び同居人	×
	上記以外	○
法人	議員本人	×
	議員と3親等以内の親族及び同居人	×
	上記以外	○

○：可、×：不可

3親等以内の親族の範囲



民法（抜粋）

（親族の範囲）

第七百二十五条 次に掲げる者は、親族とする。

- 一 六親等内の血族
- 二 配偶者
- 三 三親等内の姻族

2 実費弁償の原則

政務活動費は、**実費弁償が原則**です。

ただし、政務活動費からの支出について、実額の把握が困難な場合に**按分による算定方法**を用いる場合は、この限りではありません。

3 領収書の添付

政務活動費は、議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付された公金です。公金の支出に関しては透明性が求められており、一定の目的のために交付される政務活動費の支出には、目的に合った正当な使用と実費以上に支出が無いことの証拠書類が必要です。

このため、**収支報告書への領収書の添付を義務付けることとし、全ての支出に対して領収証の写しを添付することとします。**

4 按分の取り扱い

議員の活動は、政務活動以外にも、費用弁償が支給される議会活動、選挙活動、政党活動、私人としての活動など様々な面をもっています。一つの活動が区分できる場合もあり、また政務活動とこれ以外の議員活動の両面を有する場合、さらには渾然一体となっている場合など、明確に区分できない場合もあると考えられます。

このため、当該活動に要した経費の全額に政務活動費を充てることが不適当であることが明らかな場合には、各活動の実態に応じて按分して充当することとします。

第3章 政務活動費を充てることができない経費

政務活動費を充てることができない経費は、「金沢市議会政務活動費の交付に関する条例 別表 備考2」で示されています。

(条例別表) 備考

2 政務活動費を充てることができない経費は、次のとおりとする。

- (1) 政党の活動に係る経費
- (2) 慶弔費その他の交際費的経費
- (3) 選挙活動に係る経費
- (4) 後援会活動に係る経費
- (5) 飲食を主目的とする会合の飲食に係る経費
- (6) 会派等又は個人の資産形成に係る経費
- (7) 政務活動費以外の公費支出と重複する支出に係る経費
- (8) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）その他法令等の制限に抵触する経費
- (9) 使途不明の支出に係る経費

1 政務活動費を充てることができない経費の具体的事例

(1) 政党の活動に係る経費

(例)

- ・ 党費、党大会の参加費、党大会の賛助金、党大会参加に係る経費等
- ・ 政党の広報紙・パンフレット・ビラ等の印刷及び発送等に要する経費
- ・ 政党組織の事務所経費（人件費を含む。）
- ・ その他自己の所属する政党活動、県連（政党等）活動に係る経費等

(2) 慶弔費その他の交際費的経費

(例)

- ・ 慶弔電報代、香典、祝金、寸志等の冠婚葬祭に係る経費
- ・ 病氣見舞い、餞別、中元・歳暮、年賀状等の購入・印刷経費
- ・ 宗教活動に係る経費
- ・ 専ら個人的な立場において支出すべき会費
(町内会費、PTA会費、婦人会費、老人会費、商工会会費、同窓会費、ライオンズクラブ・ロータリークラブの会費等)
- ・ 各種団体への寄付金、支援金等
- ・ 政党のパーティー及び政治資金パーティー出席経費
- ・ 親睦を目的とする会合の会費
- ・ レクリエーション経費

(3) 選挙活動に係る経費

(例)

- ・選挙ビラ等の作成・発送に係る経費
- ・選挙活動に係る事務所経費（人件費を含む。）
- ・その他選挙運動及び選挙活動に係る経費

(4) 後援会活動に係る経費

(例)

- ・後援会の広報紙等の作成・発送に係る経費
- ・後援会活動に係る事務所経費（人件費を含む。）
- ・その他後援会活動に係る経費

(5) 飲食を主目的とする会合の飲食に係る経費

(例)

- ・新年会、忘年会等の飲食を主目的とする会合への出席費用
- ・会派や議員間の私的な懇談会等への出席費用
- ・会議と連続しない懇談会等のみへの出席費用
- ・社会通念上「市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動
その他住民福祉の増進を図るために必要な活動」を行うのに不適切な場所
での飲食経費（居酒屋、温泉レジャー施設など）

※ 政務活動費を充てることができる研究会、研修会、意見交換会、講演会などの各種会議で、飲食を伴う場合の飲食経費の支出については、政務活動としての会議との一体性（会議に連続した懇談会経費など）がある場合には、金額的にも社会通念上相当であると認められる範囲内で政務活動費の対象経費とすることができます。

（→ 第4章 2（3）参照）

(6) 会派等又は個人の資産形成に係る経費

(例)

- ・事務所（駐車場含む。）の土地建物の購入経費、建築工事費、修繕費
（事務所の維持に必要な小規模な修繕を除く。）
- ・自動車、バイク、自転車等の購入経費
- ・購入車両の維持管理経費（自動車税、車検代、保険料、修理代、洗車代）
- ・カーナビ購入費（リース車両に設置されたもの以外）
- ・自宅事務所の賃料

(7) 政務活動費以外の公費支出と重複する支出に係る経費

(例)

- ・委員会等の視察旅費との重複
- ・費用弁償支給対象日に登退庁するための交通費（タクシー代、ガソリン代等）との重複

(8) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）その他法令等の制限に抵触する経費

(例)

- ・公職選挙法第199条の2の寄附に該当する経費
- ・祭りへの寄附や差し入れ
- ・地域の行事やスポーツ大会への飲食物の差し入れ
- ・町内会の集会や旅行などの催し物への寸志や飲食物の差し入れ
- ・各団体等からの案内（催し物、会合等）に対する寄附行為
ただし、参加者全員が会費を負担している場合に、同額を負担する場合を除きます。
- ・後援団体の落成式や開店祝い、葬儀の花輪

(9) 使途不明の支出に係る経費

(例)

- ・領収書に「品代」などと記載され、何に使われたか不明のもの
- ・領収書を紛失するなど、何の経費に充てられたか具体的に説明できない支出

第4章 政務活動費を充てることができる経費の範囲

政務活動費の支出については、金沢市議会政務活動費の交付に関する条例の別表に定める政務活動に要する経費に充てることができます。

別表には例示がないため、何に充当できるか、その例を具体的に示し、充てることができる経費の範囲を明確にします。

※ ここに記載した例示は、充当できる経費の全てを網羅したものではありません。

1 政務活動費を充てることができる経費の具体的事例

金沢市議会政務活動費の交付に関する条例 別表（第8条関係）における各項目の具体的な例は以下のとおりです。

(1) 調査研究費

項 目	内 容
1 調査研究費	議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費 この部分は条例規定部分 (主な例) 資料印刷費、調査委託費、文書通信費、交通費、宿泊費等 <u>その他の例</u> ・施設入館料 ・遠方の調査研究に係る自家用車燃料費 領収書の金額を按分する必要がある場合は、 [燃料費＝単価（円／ℓ）×走行距離（km）÷燃費（km／ℓ）] で計算します。目的、経路、活動内容は報告書に記載します。 この燃料費は共通経費の燃料費とは別に申告できます。 ・タクシー料金（利用区間、利用目的を領収書等に明記） ・駐車料金（利用目的等を明記） ただし、自動車等の月極駐車料金は認められません。 ・高速代、有料道路使用料（利用区間、目的等を明記） ・海外旅費 ・研究会の会場費、講師謝金、お茶代 ・機材借上費（プレゼンテーション用パソコンの借り上げ等） ・研究会への参加費、出席者負担金 ・研究会に伴う懇談会に係る会費 ※1 調査視察旅費は、旅費条例に準拠した額を上限とします。

	※2 調査視察旅費についても、実費弁償の原則が適用されますので、領収書の総額が旅費条例に準拠した額を下回った場合、その額が政務活動費の申告額となります。 ※3 海外旅費は、年間4回以内で年間限度額を60万円とします。なお、「年間」とは、交付年度の4～3月の1年間となります。 → 第4章 2(6) 海外・県外等での政務活動に係る政務活動費を参照してください。 ※4 研究会の会場で購入した資料やテキストは、調査研究費で計上するものとします。それ以外は資料購入費で計上してください。
--	---

(2) 研修費

2 研修費	議員が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
	(主な例) 講師謝金、会場費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等
	<u>その他の例</u> ・機材借上費（プレゼンテーション用パソコンの借り上げ等） ・資料印刷費、お茶代 ・出席者負担金 ・遠方の研修会に参加した場合の自家用車燃料費 領収書の金額を按分する必要がある場合は、 [燃料費＝単価（円／ℓ）×走行距離（km）÷燃費（km／ℓ）] で計算します。目的、経路、活動内容は報告書に記載します。 この燃料費は共通経費の燃料費とは別に申告できます。 ・駐車料金（利用目的等を明記） ・タクシー料金（利用区間、利用目的を明記） ・高速代、有料道路使用料（利用区間、目的等を明記） ・政党・政治団体が主催する研修会の参加費（出席者負担金）は、市政と密接な関係があり、研修会としての実質がある場合のみ認めます。 ・パソコン講座の受講料は、個人の資質の向上を目指すものであり、研修費に当たりません。 ・研修会に伴う懇談会に係る会費 ※1 研修会場で購入した資料やテキストは、研修費で計上するものとします。それ以外は資料購入費で計上してください。

(3) 広報費

3 広報費	議員が行う活動及び市政について市民に報告するために要する経費 (主な例) 広報紙・報告書等印刷費、会場費、飲料代、茶菓子代、文書通信費、交通費等 <u>その他の例</u> ・ 広報活動のため開催する会の機材借上費 ・ 広報紙・議会報告・活動報告の編集作成費 ・ 議会活動、政策等の広報用ポスター作成費 ・ ホームページ作成料・管理費用 ・ 広報紙等発送費用（文書通信費を除く） ※1 広報活動のため開催する会の費用の計上については、第4章2（2）広報活動又は広聴活動を目的として開催する会議の費用を参照してください。 ※2 印刷費は製本費用も含みます。 ※3 広報紙・報告書等の印刷費、編集作成費等を計上する場合は、広報紙等作成報告書（附属資料4）の添付が必要です。
-------	---

(4) 広聴費

4 広聴費	議員が行う市民からの市政及び議員の活動に対する要望及び意見の聴取並びに住民相談等の活動に要する経費 (主な例) 資料印刷費、会場費、飲料代、茶菓子代、文書通信費、交通費等 <u>その他の例</u> ・ 市政に関する情報収集のため必要な会への出席に伴う費用（議員として出席する会の会費等） ・ 住民のニーズを把握するためのアンケート調査 ・ 広聴活動のため開催する会の機材借上費 ※1 広聴活動のため開催する会の費用の計上については、第4章2（2）広報活動又は広聴活動を目的として開催する会議の費用を参照してください。
-------	--

(5) 要請・陳情活動費

5 要請・陳情活動費	議員が要請及び陳情活動を行うために必要な経費
	(主な例) 資料印刷費、文書通信費、交通費、宿泊費等
	<u>その他の例</u> ・遠方での要請・陳情活動に参加した場合の自家用車燃料費 領収書の金額を按分する必要がある場合は、 [燃料費＝単価(円/ℓ)×走行距離(km)÷燃費(km/ℓ)] で計算します。目的、経路、活動内容は報告書に記載します。 この燃料費は共通経費の燃料費とは別に申告できます。 ・駐車料金(利用目的等を明記) ・タクシー料金(利用区間、利用目的を明記) ・高速代、有料道路使用料(利用区間、目的等を明記)

(6) 会議費

6 会議費	議員が行う各種会議及び団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
	(主な例) 会場費、資料印刷費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等
	<u>その他の例</u> ・機材借上費(プレゼンテーション用パソコン借り上げ等)、お茶代 ・遠方での会議に参加した場合の自家用車燃料費 領収書の金額を按分する必要がある場合は、 [燃料費＝単価(円/ℓ)×走行距離(km)÷燃費(km/ℓ)] で計算します。目的、経路、活動内容は報告書に記載します。 この燃料費は共通経費の燃料費とは別に申告できます。 ・駐車料金(利用目的等を明記) ・タクシー料金(利用区間、利用目的を明記) ・高速代、有料道路使用料(利用区間、目的等を明記) ・会議に伴う懇談会に係る会費

(7) 資料作成費

7 資料作成費	議員が行う活動のために必要な資料の作成に要する経費
	(主な例) 印刷製本代、翻訳料、事務機器購入、リース代等
	<u>その他の例</u> ・ 原稿料 ・ 資料作成に係るフィルム代、現像代 ・ 事務機器の購入費又は賃借料（資料作成に係るものに限る）は、事務所費を計上しない場合、ここで支出してください。

(8) 資料購入費

8 資料購入費	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
	(主な例) 書籍購入費、新聞雑誌購読料、有料データベース利用料等
	<u>その他の例</u> ・ 団体等が有償で頒布する資料 ・ 複写が許可されている著作物のコピー代 ※1 新聞購読料では一般紙、機関紙などが購読できますが、スポーツ新聞は認められません。また、議員が所属する政党の機関紙は購読できません。 ※2 書籍や雑誌（以下「書籍等」といいます。）の購入費の領収書には、ただし書に書籍等の名称の明記が必要です。レシートなどで書籍等の名称が明記されていない場合は、名称を補記の上、表紙の写し又は書籍スリッパを添付してください。

(9) 人件費

9 人件費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費
	(主な例) 給料、手当、賃金等

	<u>その他の例</u> ・交通費 ※1 職員の雇用については、職員雇用台帳（附属様式5）及び業務日誌（附属様式6）の添付が必要です。なお、業務日誌には、従事した業務の内容を具体的に記載してください。 ※2 政務活動費出納簿作成に当たっては人件費の充当を認めます。 ※3 政務活動費出納簿及び領収書についても、外部の専門家のチェックについて人件費の充当を認めます。 ※4 雇用した職員が政務活動以外の業務に従事した場合は、業務日誌等によりその状況を把握し、就労時間、日数による按分のうえ、政務活動費を充てることとします。 ※5 政務活動費の人件費への充当限度額は1/2までとします。
--	--

(10) 事務所費

10 事務所費	議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
	(主な例) 事務所の賃借料、維持管理費、備品購入費、文書通信費、事務機器の購入、リース代等
	<u>その他の例</u> ・事務所への来客等のため設置する駐車場賃借料 ・テレビ受信料、インターネット料金等 ・事務所内の会合等において提供される茶菓子代 ・その他の雑費（事務用品、消耗品等） ※1 政務活動費の充当が認められる事務所は、1か所に限りま す。事務所費を計上する場合は、政務活動事務所届（附属様式 7）の添付が必要です。 ※2 政務活動費の事務所費への充当限度額は1/2までとしま す。 ※3 兼用の事務所については、第4章 2（4）②事務所経費の 按分方針等参照 ※4 事務機器等（コピー機を除く。）の賃借料、リース代につい ても、備品を購入する場合に準じ、1任期について一機種10万 円を上限とします。

(11) 会派共用費

11 会派共用費	所属する会派等において議員が共同で使用する物件に要する経費及び共同で行う事業に要する経費のうち、1の項から8の項まで及び10の項に掲げる経費で、当該会派等において支出するもの (例) 事務機器の購入費又は賃借料、調査研究費、研修費、会議費、資料作成費、資料購入費等 ※1 会派共用費の限度額は、議員一人につき、60万円／年とします。 ※2 会派共用費は概算払できることとし、精算は、第4四半期に行うものとします。
----------	--

(12) 共通経費

12 共通経費	上記以外の経費で議員が行う活動に共通して必要な経費 (例) 携帯電話及びタブレット端末の利用料金、自動車の燃料費、自動車のリース料、コピー機のリース料、事務所が自宅と兼用になっていない場合の自宅固定電話利用料 ・携帯電話及びタブレット端末の利用料金については、それぞれ1台分に限り、充当割合を1／2とし、携帯電話及びタブレット端末を合わせて限度額を1万5千円／月とします。 ・自動車の燃料費については、1台分に限り、充当割合を1／2とし、限度額を2万円／月とします。 ・自動車のリース料については、1台分に限り、充当割合を1／2とし、限度額を3万円／月とします。(維持管理費を含む) ・コピー機のリース料については、1台分に限り、コピー機を設置する事務所の形態に応じ、事務所費の按分率に準じて充当割合を1／2又は1／3とし、限度額を1万円／月とします。 ・事務所が自宅と兼用になっていない場合で、自宅の固定電話を利用せざるを得ない場合、自宅の固定電話の利用料金については、1台分に限り、充当割合を1／3とし、限度額を1万円／月とします。 ※1 共通経費については、共通経費の(例)に掲げる5つの経費以外の計上はできません。
---------	--

2 特に注意が必要な政務活動費の充当指針

(1) 年会費・参加費等

年会費等その団体の会員資格を得るためや、会合等に参加するために必要な会費については、その団体の活動内容及び実態が政務活動に資するものである必要があります。議員が一般の地域住民としての資格や、経営者としての資格等、個人的な資格で加入している団体の年会費・参加費等については、政務活動費を充当することはできません。

政務活動費から年会費等を支払う団体については、その活動方針、組織、会計、活動実績等が明確であり、政務活動として成果が認められる必要があります。その確認のためには、年会費等を支払う団体の事業報告書等の写しを領収書に添付するものとします。この場合、団体の事業と収支の実績の分かる資料は必ず添付しなければなりません。

また、団体の支出の多くが補助や支援、協賛金として支出されている団体の年会費等は、政務活動費を充当することはできません。

(2) 広報活動又は広聴活動を目的として開催する会議の費用

広報活動又は広聴活動を目的として開催する会（以下「市政報告会等」といいます。）は、会場によっては支出が高額となり、また、懇親を目的とした会（以下「懇親会等」といいます。）が連続して行われる場合もあることから、使途の透明性の確保に努める必要があります。

特に、市政報告会等と懇親会等とが連続して行われる場合は、それぞれの支出額が明確に区分できるときに限り、市政報告会等の開催に要する経費の充当を認めます。

また、参加者に飲料や茶菓子を提供する場合の充当上限額は、参加者1人当たり500円とします。

なお、市政報告会等の開催に要する経費を計上する場合は、市政報告会等開催報告書（附属様式3）の添付が必要です。

(3) 飲食を伴う会議（懇談会）費

政務活動費を充てることのできる研究会、研修会、意見交換会、講演会などの各種会議で、飲食を伴う場合の飲食経費の支出については、その飲食が政務活動を目的とした会議に付随（連続）したものである場合に限り、政務活動費の支出が可能です。

また、その飲食経費は、1人あたり1回の支出につき5,000円以内とします。

なお、飲食を主たる目的とした会合、会派や議員間の私的な懇談会等の会費には、政務活動費を充当することはできません。また、飲食が政務活動を目的とした会議に付随（連続）したものであっても、居酒屋などの政務活動を行うには不適當な場所で当初から開催されたものは充当できません。

飲食を伴う会議（懇談会）費の支出にあたっては、会議の次第などの資料を添付するなど、誤解を招かないようにすることが肝要です。

経費の支出にあたっては、公職選挙法その他法令等の定める禁止規定に抵触する事が

ないよう注意する必要があります。

※【参考】政務調査費における運用方針

(議員・職員のための議会運営の実際 21 地方議会研究会 P106より抜粋)

(質問) なぜ懇親会の経費が認められる場合と認められない場合があるのか。

(解答) 政務調査費は調査研究、情報の入手のために使用するものです。当該行政区域内の各種団体の総会等では行政に対する要望事項等を決定しますので、会派、議員が出席します。総会終了後に懇親会が行われる場合、社会通念上認められる程度の参加費であれば政務調査費で支出することができます。

総会は形式的な要望等の入手が多いですが、懇親会では要望等の具体的内容、必要性など本音の情報を入手できますので、総会に連続する場合は政務調査費を充当することができます。また研修会への参加経費、研修会に続く懇親会経費も研修の延長として情報の入手や研修内容を深めることに役立ちますので認められます。総会はよくて、懇親会は対象外との形式論には賛成できません。

これに対し懇親会だけに参加するのも有益な情報入手になるのですが、私的な要素との区別がつかないことや、誤解を招くこと等から政務調査費による支出は認めない運用が適切です。

(4) 事務所費

① 事務所の要件

事務所経費については、次のような「事務所」としての要件を備えており、実際にそれが政務活動に使用されている場合に政務活動費を充当できるものとします。

なお、事務所等の不動産の購入費に政務活動費を充当することはできません。

(ア) 事務所としての外形上の形態を有していること。

(イ) 事務所としての機能(事務スペース、応接スペース、事務用備品等)を有していること。

(ウ) 賃貸の場合には、議員が契約者となっていること。

事務所費を計上する場合は、政務活動事務所届(附属様式7)の添付が必要です。

また、事務所の賃借料を政務活動費で支出している場合は、賃貸借契約書の写しを領収書に添付するものとします。

② 事務所経費の按分方針

議員活動は、政務活動と他の活動が渾然一体となっている場合があることから、事務所経費への政務活動費の充当に当たっては、各活動の実態に応じて按分して充当する必要があります。

ただし、議員活動は、個々で異なるため一律の按分割合を示すことは不合理であることから、それぞれの議員の活動割合に応じた合理的に説明可能な範囲で、按分率の積算根拠を明確にしておくものとします。

なお、事務所内における政務活動と他の活動を明確に区分し、明らかにすることには、困難な面があることから、事務所経費への政務活動費の充当限度額は1/2までとします。

〔事務所を住居等と共用する場合〕

可能な限り事務所の賃貸借契約、電話、ガス、水道等の契約を分散することが望ましいですが、手続き的に困難な場合は、現に政務活動に当てられている実態に応じて按分するものとします。

なお、住居等を兼ねた事務所の上下水道代金及び賃借料へは政務活動費を充当することはできないものとします。

③ 事務所経費への充当限度額

事務所の形態に応じた費目別の政務活動費充当限度額（**按分率の上限**）の基準を以下のとおりとします。

事務所の形態 (事務所が兼ねる機能)	費 目				
	光熱費	通信費	上下水道代	賃借料	事務用品等
政務活動専用事務所	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2
政務活動事務所 + 政治団体事務所	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2
政務活動事務所 + 住居等	1/3	1/3	—	—	1/3
政務活動事務所 + 政治団体事務所+住居等	1/3	1/3	—	—	1/3

光熱費：電気料、ガス料金、灯油代等

通信費：固定電話代、テレビ受信料、インターネット料金等

事務用品等：事務用品、来客用茶菓子代、その他消耗品代等

④ 事務所における活動実績の割合（推計）により按分率を算出する際の基準例

なお、上記の按分率を算出するに当たっては、次の算式によるものとします。

(ア) 基本的な按分率（住居等を兼ねた事務所を除く。）

$$\frac{\text{政務活動 (A\%)}}{\text{政務活動 (A\%) + 議員活動 (B\%) + 政治団体活動 (C\%) + その他の活動 (D\%)}}$$

(イ) 住居等を兼ねた事務所の光熱費に係る按分率 (→面積按分)

$$\left[\frac{\text{政務活動 (A\%)} }{\text{政務活動 (A\%)} + \text{議員活動 (B\%)} + \text{政治団体活動 (C\%)} + \text{その他の活動 (D\%)} } \right] \times \text{事務所部分面積 (} \text{m}^2 \text{)} / \text{全体面積 (} \text{m}^2 \text{)}$$

(ウ) 住居等を兼ねた事務所の通信費に係る按分率 (→日常生活用務を加えて按分)

$$\left[\frac{\text{政務活動用務 (A\%)} }{\text{政務活動用務 (A\%)} + \text{議員用務 (B\%)} + \text{政治団体用務 (C\%)} + \text{その他の用務 (D\%)} + \text{日常生活用務 (E\%)} } \right]$$

(5) 事務機器等の備品の購入費及び賃借料

① 備品の購入又は賃借

事務機器等の備品の購入又は賃借に政務活動費を充当する場合にあっては、政務活動に対する有用性が高く、政務活動に直接必要であると認められるものに限定します。例えば、パソコンやプリンター等の周辺機器、コピー機、デジタルカメラ、シュレッダー等が考えられます。これらの備品の購入及び賃借については、同種の機器について1任期につき1回限り、一機種10万円を上限とします。ただし、共通経費で計上するコピー機のリース料については、1万円/月を上限とします。

備品 (比較的長期間にわたってその性質又は形状を変えずに使用に耐えるもので、取得価格が1万円以上のもの。(金沢市財務規則第235条を準用)) を購入した場合は、備品台帳(附属様式8)を整備し、収支報告書に添付してください。その上で、その備品が耐用年数を経過する年度分まで継続して備品台帳に登載してください。

② 備品購入費や賃借料の按分

事務機器等の備品の購入費や賃借料に政務活動費を充当する場合にあっては、事務所経費と同様に按分して充当するものとします。

(ア) 按分方法

使用実績の割合(推計)により按分して充当する際の基準例を以下のとおりとする。

$$\left[\frac{\text{政務活動用務 (A\%)} }{\text{政務活動用務 (A\%)} + \text{議員用務 (B\%)} + \text{政治団体用務 (C\%)} + \text{その他の用務 (D\%)} } \right]$$

(イ) 充当限度額

按分方法は事務所の利用形態に合わせ、光熱費や通信費と同じように、1/2、1/2、1/3、1/3の按分率を政務活動費充当限度額(按分率の上限)の基準とします。

③ 購入備品の処分

購入した備品の耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）」に定める減価償却の基準によるものとします。

耐用年数を経過した備品は備品台帳から削除します。

議員でなくなったときには、購入備品の使用年数が耐用年数に満たない場合は、備品の未償却残高を算出し、残存価値相当額を市に返還するものとします。

※ 備品（減価償却資産）における耐用年数の例

区 分	細 分	耐用年数
事務机、事務いす及びキャビネット	主として金属製のもの	15年
	その他のもの	8年
テープレコーダーその他の音響機器		5年
電子計算機	パーソナルコンピューター （サーバー用のものを除く）	4年
	その他のもの	5年
複写機		5年
その他の事務機器		5年
ファクシミリ		5年
カメラ		5年

上記以外については、議会事務局に確認してください。

（6）海外・県外等での政務活動に係る政務活動費

① 必要性・合理性の検討

海外・県外での政務活動を行うに当たっては、項目・場所等について、必要性、合理性等を考慮した上で行うこととします。

なお、海外への調査は1年に4回限りとし、1年間の限度額を60万円とします。この場合の「1年間」は、4月から翌年3月までの1年間です。

② 議長への海外旅行届

海外で政務活動を行うときは、あらかじめ議長へ所定の旅行届（既存の様式）を提出します。

③ 報告書の作成

海外や県外での政務活動、あるいは宿泊を伴う県内での政務活動を終えたときは、視察等の行程、視察（訪問）先、調査等項目、調査等概要（市政との関連性、目的、内容、結果、所感等）を記載した海外・県外等政務活動報告書（附属様式2）を作成し、収支報告書に添付します。

なお、報告書の調査等概要欄には、「市政との関連性」を必ず明記しなければなりません。

また、議員以外の同行者がいた場合は、その旨及びその理由を備考欄に記載してください。

団体等が主催する研究会、研修会に参加したときは、実施された内容の概要が分かる資料を報告書に添付してください。要請・陳情活動を行ったときは、相手方の回答などを報告書に記載し、陳情書等があれば写しを報告書に添付してください。

④ 議員が共同で行う調査活動

任意の複数の議員が共同で調査等を行う場合は、経費の支払いを複雑にしないためにも、代表者を決めて経費の支払いを行うことができます。調査費等に係る経費の内容を分かり易くするため、全体の経費と各支出内容、按分された各議員負担額が分かる資料を添付してください。

⑤ 海外における政務活動費

海外での政務活動では、通訳に係る費用や両替の手数料、帰国後の資料の翻訳料など国内の政務活動にはない経費が発生します。これらの経費は政務活動費で支払うことができます。また、現地通貨で記載された領収書を添付しなければならない場合は、海外での政務活動のために両替した時の為替レート、または以前に両替した現地通貨で支払った場合であれば、両替日または支払日の為替レートで換算した円の金額で費用を計上するものとします。

※ 議会の議決による議員派遣としての海外・県外行政視察経費に政務活動費を充当（加算）することはできません。

(7) タクシー料金

乗車1回当たりの充当限度額を5,000円とします。

第5章 収支報告書等の作成・提出・保管等について

1 政務活動費の支出を証する書類

(1) 領収書等の支出を証する書類の徴収と整理

政務活動費の支出を証明する書類として、領収書が必要です。このため、政務活動費の支出をしたときは、相手方から領収書を徴して下さい。

しかし、政務活動に伴う支払い行為は、市井における経済的な取引活動でもあり、商習慣等から領収書を徴することが難しい場合があります。このため、領収書に代わり支出を証明することが出来る証票類も、領収書として取り扱うこととします。即ち、支払いが確実に行われたことを証することができる銀行等の振込金受取書、預金通帳、クレジットカードの支払明細、レシート（＝レジスターで金額などが印字された紙片）などと、その支払い対象となったものが判別できる書類をもって領収書とみなします。

また、自動券売機で切符や施設への入場券などの購入をした場合は、領収書の徴収が不能なため、この場合に限り、領収書の添付は不要とします。ただし、施設の入場料等にあつては入場券等の半券の写しを添付するものとします。

領収書は政務活動における支出の証拠となるほか、政務活動の内容を説明する書類としても重要です。政務活動の内容は、原則として領収書等の支出を証する書類に補記や他の書類を添付することによって説明します。出納簿の活動内容欄は必要最低限の簡潔な表現とし、領収書等で説明できるようにします。

領収書等は次のチェック要領に基づいて点検、確認して下さい。

[領収書等のチェック要領]

	項 目	注 意 事 項
1	日 付	領収した日が記載してあること。 ※ただし、日付欄のない定期購読の新聞領収書にあつては、支払った日を補記すること。
2	あ て 名	議員名が記載してあること（議員から集めた会派共用費を支出する場合のあて名は、会派名または会計担当者の議員名とする。）。 ※あて名のないもの、上様となっているもの、後援会の名前になっているものなどは不可
3	発 行 者	記名押印がされていること。 ※機械発行の領収書については、発行者名が印字されていれば押印が無くても可
4	金 額	支出した金額が記載してあること。
5	但 書 き	何の代金か明確に記載してあること。 ※お品代、商品代など具体名のないものは不可。ただし、別紙により明細など具体名の内訳が示されているものは可

6	印 紙	領収書の記載金額5万円以上（消費税の金額が明確に記載してある場合には消費税を除いた金額）の場合に貼付してあること。また、消印されていること。
7	記載事項の訂正	訂正箇所（金額を除く）にもとの記載が読めるようにして 二本線を引き、正しい記載をしたうえで、発行権限者又は 取扱者の押印（訂正印）、もしくは取扱者のサインがしてあること。 ※記載事項の訂正は相手方に行わせること。
8	銀行等の振込金受取書	銀行等の振込金受取書（ＡＴＭ利用明細票など）は、日付、依頼人（議員名）、受取人及び金額が記載されていることに加え、明細の記された請求書の写しを合わせて添付することや内容を領収書等添付用紙に補記するなど使途（内容）が 明確なものに限り、領収書に代えることができる。
9	預金通帳の写し（クレジットカードの明細の写し）	自動振替している経費がある場合、預金通帳の表紙及び該当ページの写しと支払い対象の内容がわかる証票や書類の写しを合わせて提出すること。クレジットカードの明細も同様。
10	レシート	レシートは、日付、あて名、発行者、品目及び金額の記載があるものについては、これを領収書として取り扱うことができる。 ※あて名欄が無いレシートはレシートにあて名を補記する。

補記は、発行者が記載したものと区別するため、鉛筆で原本に記入すること。

※1 自動券売機で切符を購入した場合は、領収書に代えて、金額、目的、経路を政務活動費出納簿の活動内容欄又は県外政務活動報告書の中に記載すること。また施設への入場等は、入場の目的と市政との関連を説明した書類を添付し、入場券等の半券にあて名を補記した上で、この写しを添付すること。

高速バス利用料
1,130 円
目的 ○市視察
経路 △△～○

※2 調査研究費のうち、調査視察にかかる支出においては、**①旅費条例に基づいた計算書**と**②実際に支払った領収書の写し**を提出してもらうが、**旅費条例に基づいた金額を上限とすること**。また、旅費総額を記載した領収書では内容が十分に把握できないので、**③明細がわかる請求書等の書類の写し**もあわせて添付すること。

①	②	③
旅費条例に基づいた 計算書 <u>100,000 円</u>	○○議員 様 領収書 <u>125,000 円</u> 平成○年○月○日 ○○ツーリスト	○○議員 様 請求書 <u>125,000 円</u> 平成○年○月○日 内訳 経 路 ○○ツーリスト

※3 領収書の具体例
タクシーの領収書

○○ 議員 様 2,500 円 平成○年○月○日 目的 ○○研修会 経路 ○○から△△ □□タクシー	→ 領収書に付記
---	----------

高速道路使用料

○○ 議員 様 5,500 円 目的 ○○市視察 経路 ××から○○ 西日本高速道路	→ 領収書に付記
--	----------

※4 会派共用費においては、議員から会派に四半期ごとに、**概算払（①領収書を会派から受領）**をすることができ、第4四半期に、議員個人の支出額を精算することとします。その際、**②会派の会計担当から議員あてに交付される精算書の写しに③会派経費の総額がわかる領収書の写し**を添付し提出すること。

① 概算払の領収書（会派→議員）

領 収 書	
〇〇議員 様	<u>150,000 円</u>
会派共用費の概算払分	
50,000 円×3 月	
平成〇年〇月〇日	
会派名 会計担当者 ㊞	

会派で四半期ごとに議員が会派に**概算払**をしてください。
金額は**年間60万円**の範囲で決めてください。

② 精算書（会派→議員）（1年に1回の精算とします）

精 算 書	
	返納額 追加請求額
〇〇議員 様	<u>100,000 円</u>
会派共用費	
概算払分	600,000 円
実支払分	500,000 円
(1,500,000 円×1/3) ←	
平成〇年〇月〇日	
会派名 会計担当者 ㊞	

会派構成員で按分

③会派共用費の1年間の総額の領収書の写し（添付書類）

領 収 書	領 収 書
会派名 様 <u>90,000 円</u>	会派名 様 <u>50,000 円</u>
複写機借上料	ファックス借上料
平成〇年〇月〇日	平成〇年〇月〇日
〇〇産業株式会社 ㊞	〇〇産業株式会社 ㊞

なお、会派等の場合は、代表議員1人に領収書の写しを添付し、その他の議員は、「領収書の写しは〇〇議員の会派共用費の精算書に添付済み」と精算書に記載してください。

※5 領収書のコピーの作成方法

領収書をA4のコピー用紙で複写して、提出してください。ただし、領収書は領収書番号を領収書原本の右肩に記載して、重ならないように複写してください。

領 収 書 〇〇 議員 様 <u>50,000 円</u> ただし、デジタルカメラ REX-F 平成〇年〇月〇日 〇〇事務機 (株) 印	No. 1
領 収 書 〇〇 議員 様 <u>30,000 円</u> ただし、プリンターAGSF 平成〇年〇月〇日 〇〇事務機 (株) 印	No. 2

(2) 領収書等への補記が必要な支出

宛名欄がないレシートには、宛名を補記するものとします。

また、政務活動の内容等を明確にするため、次の表の左欄に掲げる支出の領収書等については、同表の右欄に定める事項を補記するものとします。

支 出 の 区 分	補記の内容
タクシー料金	・ 利用区間 ・ 利用目的
高速道路及び有料道路の通行料金	・ 利用区間 ・ 利用目的
駐車料金	・ 利用目的

新聞購読料（日付欄のない定期購読の領収書の場合に限る。）	・支払月日
郵便料金	・送付物の内容

（３）附属資料の添付が必要な支出

政務活動の内容、支出の事実等を明確にするため、次の表の左欄に掲げる支出については、同表の右欄に定める附属資料を添付するものとします。

支 出 の 区 分	添 付 す る 附 属 資 料
クレジットカードによる支出	・クレジットカード利用明細の写し ・通帳の写し（表紙・該当ページ）
口座振替による支出	・支払対象の内容の分かる証票や書類 （電気・ガス・上下水道の料金及び定期購読の新聞購読料にあつては、年度当初に限り請求書（翌月以降は添付不要） ・通帳の写し（表紙・該当ページ）
支出額が１万円以上の支出	・明細の分かる資料
視察に関する支出	・旅費の明細が分かる請求書等 ・海外・県外等政務活動報告書（附属様式２）
市政報告会等の開催に要する費用	・開催日、開催場所、会の次第の分かる資料 ・市政報告会等開催報告書（附属様式３）
ホームページの作成、維持管理等に関する支出	・トップページの画面を印刷したもの
書籍購入費（領収書等に書籍名の記載がない場合に限る。）	・表紙の写し又は書籍スリップ
印刷製本費	・成果物 ・明細の分かる資料 ・広報紙等作成報告書（附属様式４。広報紙等の印刷製本の場合に限る。）
人件費	・職員雇用台帳（附属様式５） ・業務日誌（附属様式６）
事務所費	・政務活動事務所届（附属様式７）
備品購入費	・備品台帳（附属様式８） （前年度分のものに追加・削除したもの）
政務活動事務所の賃借料	・賃貸借契約書の写し
電話料金 （携帯電話料金を含む。）	・請求書 ・利用明細書
後納郵便の郵便料	・後納郵便物差出票の写し
リース料金	・リース契約書の写し

(4) 附属様式の整備

計上する支出の内容に応じ、次のとおり附属様式を整備し、収支報告書等に添付するものとします。なお、これらの書類は、金沢市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第5条に規定する収支報告書（様式第4号）及びその別紙に続き、様式番号の順に添付してください。

様式番号	様式の名称	提出が必要なとき
附属様式1	政務活動費出納簿	・ 必須
附属様式2	海外・県外等政務活動報告書	・ 海外や県外で政務活動をしたとき。 ・ 県内で宿泊を伴う政務活動をしたとき。
附属様式3	市政報告会等開催報告書	・ 広報活動のための会を開催したとき。 ・ 広聴活動のための会を開催したとき。
附属様式4	広報紙等作成報告書	・ 広報紙等を作成したとき。
附属様式5	職員雇用台帳	・ 職員を雇用したとき。
附属様式6	業務日誌	・ 職員を雇用したとき。
附属様式7	政務活動事務所届	・ 事務所費を計上したとき。
附属様式8	備品台帳	・ 備品購入後耐用年数を経過する年度まで

(5) 政務活動を共同で行った場合の領収書等の処理

任意の複数の議員による視察など政務活動を共同で行う場合では、支出を効率的に行うため、代表者が費用を一括して支払うことがあります。この場合、代表者となる議員は、領収書又は領収書の内容を説明する書類に、各議員名と各議員が支払う按分後の金額と「領収書原本は〇〇議員が所持」を補記して、他の議員に領収書等の写しを渡すこととします。受け取った各議員は、渡された写しを原本として、さらにこの写しを議長に提出する領収書として提出することとします。

(6) 未払金の支出を証する書類の提出

政務活動費を充てることができる経費については、通常では原則として交付決定の日から会計年度末日の間における政務活動に対応する支出になります。

しかし、電気・ガス・水道料などは使用期間とその支払日で、口座振替やクレジット払いなどでは購入日或使用期間と支払日に大きく時間的なずれがあります。特に年度末の3月使用分や購入分では、その支払日が4月や5月となりますので、この場合は出納簿の活動内容欄に活動内容とともに「未払金」と記載し、支払い月日を空欄とします。

未払金に対応する支出を証する書類については、その写しを議長提出の収支報告書に添付する必要があります。但し、支出を証する書類の写しを添付できない場合は、公金としての政務活動費の出納閉鎖日である5月31日までに、追加書類として、議長へ提出することとします。このときは、追加提出する支出を証する書類の写しに「追加提出」と記載してください。

2 政務活動費出納簿の作成

政務活動費の支出については、領収書等を整理した後、領収書番号を付し、政務活動費出納簿（附属様式1）を作成します。

3 収支報告書の提出及び措置

収支報告書には、附属様式の写し（職員雇用台帳（附属様式5）にあつては、原本とします。）、領収書等支出を証する書類の写し、附属資料の写し等の関係書類を添付して、議長に提出します。

なお、これらの関係書類は、議会事務局で四半期ごとに内容を点検しますので、その都度指定される期日までに提出するとともに、指摘された内容に対して所要の措置を講じてください。

4 収支報告書、領収書等の写し及びその他の関係書類の保存

提出された収支報告書、領収書の写し及びその他の関係書類は、議長が5年間保存するものとします。

5 収支報告書、領収書等の写しその他の関係書類の公開

収支報告書、領収書等の写しその他の関係書類は、議会事務局で個人情報や法人情報のマスキング処理を行った上で、市政情報コーナーにおいて市民に公開します。

公開に際しては、領収書の発行者の情報に限り、各議員の依頼により個人情報及び法人情報以外の情報をマスキングすることを認めます。事前に議会事務局から照会しますので、マスキング処理が必要な場合は申し出てください。

6 領収書等の原本の保管

領収書の原本、政務活動費出納簿その他の関係書類は、いつでも原本の提示ができるように各議員が5年間保管するものとします。

7 その他

政務活動費を充てることができる経費の範囲等の内容に疑義が生じた場合は、議会事務局までお尋ねください。弁護士や公認会計士に見解を聞いた上で、議員の皆さん全員にその内容を通知します。

附属様式1【政務活動費出納簿の記載例】

平成XX年度 政務活動費出納簿

(単位:円)

政務活動費 番号	支払月日	活動内容	収入	経費項目												残高
				調査 研究費	研修費	旅費	通信費	娯楽・業 務活動費	会議費	資料 作成費	資料 購入費	人件費	事務 所費	会館 共用費	共通 経費	
	XX.4.5	第一・四半期交付分	480,000													480,000
1	XX.4.10	〇〇問題会議参加費							5,000							475,000
2	XX.4.10	書籍購入									3,000					472,000
3	XX.4.12	会派共用費 概算払分												80,000		392,000
4	XX.4.18	〇〇校下市政報告会 会場借上費				30,000										362,000
5	XX.4.19	同上 報告資料印刷費				40,000										322,000
6	XX.4.25	事務所賃借料(5月分) @60,000×1/2											30,000			292,000
7	XX.5.10	事務所電話代(4月分) @15,000×1/2											7,500			284,500
8	XX.5.11	事務所パソコン賃借料 (4月分) @5,000×1/2											2,500			282,000
9	XX.5.12	携帯電話通信料(4月分) @20,000×1/2													10,000	272,000
10	XX.5.20	ガソリン代 @10,000×1/2													5,000	267,000
11	XX.5.31	行政視察旅費(〇〇市)		63,000												204,000

附属様式1【政務活動費出納簿の記載例】

平成××年度 政務活動費出納簿

平成××年度

(単位:円)

徴収金 番号	支払月日	活動内容	収 入	経 費 項 目												残 高
				旅 費 研究費	研究費	広報費	印刷費	電話・電 信活動費	会議費	資料 作成費	資料 購入費	人件費	事務 所 費	会 派 共用費	其 他 経 費	
85	YY.3.10	「〇〇議員通信」印刷費				50,000										314,684
86	YY.3.15	陳情活動旅費(東京)						63,000								251,684
87	YY.3.28	「〇〇議員通信」郵送料				80,000										171,684
88	YY.3.29	携帯電話通信料(2月分) ¥20,000×1/2													10,000	161,684
89	YY.3.30	ガソリン代 ¥10,000×1/2													5,000	156,684
合 計			1,920,000	105,820	116,476	230,820		63,000	55,000	33,266	147,630	320,000	228,832	320,034	142,438	156,684

附属様式2

海外・県外等政務活動報告書

年度分	領収書第	番～	番	議員
視察等行程				
視察(訪問)先				
調査等項目				
調査等概要	(目的、内容、結果、所感等について記入)			
備考				

※1 記入スペースが足りない場合は、別途報告資料を添付してください。

※2 議員以外の同行者がいる場合は、備考欄にその旨及びその理由を記載してください。

附属様式 3

市 政 報 告 会 等 開 催 報 告 書

年度分 領収書第 番～ 番 _____ 議 員

会 の 名 称	
開 催 日 時	
開 催 場 所	
出 席 者 の 概 要	
次 第	
報 告 内 容	
飲料・茶菓子代の 1 人当たり単価	
懇 親 会 の 有 無	
添 付 資 料	
備 考	

※ 1 飲料・茶菓子の 1 人当たり単価欄には、参加者に提供した飲料と茶菓子の費用の合計額を参加者数で除して得た値を記載してください。

※ 2 費用を按分して計上する場合は、備考欄に適用する按分率及びその理由を記載してください。

附属様式3【記載例】

市 政 報 告 会 等 開 催 報 告 書

平成XX年度分 領収書第YY番～ZZ番

金 沢 太 郎 議 員

会 の 名 称	夏季市政報告会
開 催 日 時	平成XX年〇月×日（日） 13:00～14:30
開 催 場 所	金沢公民館
出 席 者 の 概 要	地元町会役員、□□組合関係者など 80人 来賓：〇〇衆議院議員、△△県議会議員
次 第	① 来賓祝辞 ② 報告 ③ 後援会長挨拶
報 告 内 容	① ◇月定例会議会について ② 市の財政状況について ③ 市政に対する要望について
飲料・茶菓子代の 1人当たり単価	480円
懇 親 会 の 有 無	あり（懇親会分の費用を除いて計上）
添 付 資 料	・ 会議次第 ・ 会議資料
備 考	按分率8/10を適用 （来賓祝辞・後援会長挨拶分の時間を除外して充当）

※1 飲料・茶菓子の1人当たり単価欄には、参加者に提供した飲料と茶菓子の費用の合計額を参加者数で除して得た値を記載してください。

※2 費用を按分して計上する場合は、備考欄に適用する按分率及びその理由を記載してください。

附属様式 4

広報紙等作成報告書

年度分 領収書第 番～ 番 _____ 議員

広報紙等の名称	
発行日	
発行部数	
対象者	
配付方法	
内容	
添付資料	
按分率と その理由	
備考	

附属様式4【記載例】

広報紙等作成報告書

平成XX年度分 領収書第YY番～ZZ番

金沢 太郎 議員

広報紙等の名称	市政報告紙（〇〇号）
発行日	平成XX年〇月×日（日）
発行部数	2,000部
対象者	地元住民、□□組合会員など
配付方法	個別郵送1,500部、 会合配付500部
内容	① ◇月定例月議会報告 ② 市環境行政の紹介 ③ 夏季の節電の呼びかけ
添付資料	市政報告紙（〇〇号）
按分率と その理由	按分率7/10を適用 （後援会行事等政務活動以外の記事が3/10を占めるため）
備考	

附属様式5

職 員 雇 用 台 帳

議 員

氏 名	住 所	生年月日	雇用期間
	電話 () -		
	電話 () -		
	電話 () -		
	電話 () -		
	電話 () -		
	電話 () -		
	電話 () -		

上記の者は、3親等以内の親族及び同居人でないことを証明します。

議員名 _____ 印

附属様式 6

業 務 日 誌

年 月 分

議 員

日	曜日	従事時間	従 事 時間数	休 憩 時間数	業 務 内 容
1		～			
2		～			
3		～			
4		～			
5		～			
6		～			
7		～			
8		～			
9		～			
10		～			
11		～			
12		～			
13		～			
14		～			
15		～			
16		～			
17		～			
18		～			
19		～			
20		～			
21		～			
22		～			
23		～			
24		～			
25		～			
26		～			
27		～			
28		～			
29		～			
30		～			
31		～			
合 計				—	

※ 業務内容欄には、従事した業務の内容を具体的に記載してください。



政 務 活 動 事 務 所 届

議員

所 在 地	
電 話 番 号	
所 有 区 分	☐ 自己所有（3親等以内の親族の所有を含む。） ☐ 借上げ（所有者 _____） ※ 有償による借上げの場合は、賃貸借契約書の写しを添付してください。
事 務 所 形 態	【1 / 2 按分】 ☐ 政務活動専用事務所 【1 / 2 按分】 ☐ 政務活動事務所＋政治団体事務所 【1 / 3 按分】 ☐ 政務活動事務所＋住居等 【1 / 3 按分】 ☐ 政務活動事務所＋政治団体事務所＋住居等 【 / 按分】 ☐ その他

附属様式 8

備 品 台 帳

議 員

備品名	購入先	取得価格 (円)	配置場所	取得年月日	備 考

第6章 関係条例・規則

金沢市議会政務活動費の交付に関する条例

制定	平成13年3月23日	条例第2号
改正	平成20年6月12日	条例第32号
	平成20年9月24日	条例第42号
	平成24年12月17日	条例第90号
	平成28年3月24日	条例第38号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、金沢市議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、当該議員に対し、政務活動費を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 政務活動費は、金沢市議会の議員の職にある者（以下「議員」という。）に対して交付する。

(交付額及び交付の方法)

第3条 政務活動費は、各月の初日（以下「基準日」という。）に在職する議員に対し、月額160,000円を四半期ごとに交付する。

2 政務活動費は、各四半期の最初の月に当該四半期に属する月数に相当する分を交付する。ただし、当該四半期の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月の前月までの月数に相当する分を交付する。

3 一四半期の途中において、新たに議員となった者に対しては、議員となった日の属する月分から政務活動費を交付する。

4 基準日において、議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員でなくなった場合は、当月分の政務活動費は交付しない。

(議員でなくなった場合の政務活動費の返還)

第4条 政務活動費の交付を受けた議員が、一四半期の途中において議員でなくなったときは、議員でなくなった日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たるときは、当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。

(交付の申請)

第5条 政務活動費の交付を受けようとする議員は、毎年度、規則で定める交付申請書を議長を経由して市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、交付する政務活動費の額を決定し、その旨を規則で定める通知書により議長を経由して当該議員に通知するものとする。

(交付の請求)

第7条 前条の規定による通知を受けた議員は、四半期ごとに、規則で定める請

求書により当該四半期に属する月数に相当する分の政務活動費の交付を市長に請求しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに当該政務活動費を交付するものとする。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第8条 政務活動費は、議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

- 2 政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

(会計帳簿の調製等)

第9条 政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費に係る会計帳簿を調製し、及び領収書その他の関係書類を整理するとともに、これらの書類を次条の規定による収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

(収支報告書等の提出)

第10条 政務活動費の交付を受けた議員は、規則で定める政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、政務活動費に係る会計帳簿の写し及び領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類の写しを添付して、議長に提出しなければならない。

- 2 収支報告書及び前項の添付書類（以下「収支報告書等」という。）は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。
- 3 政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、当該議員でなくなった日の翌日から起算して30日以内に収支報告書等を提出しなければならない。

(収支報告書の写しの送付)

第11条 議長は、前条の規定による収支報告書の提出があったときは、当該収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

(透明性の確保)

第12条 議長は、政務活動費の適正な運用を期するため、第10条の規定により収支報告書等が提出されたときは、必要に応じ調査を行うなど使途の透明性の確保に努めるものとする。

(政務活動費の返還)

第13条 市長は、政務活動費の交付を受けた議員が当該年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該議員が当該年度において第8条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

(収支報告書等の保存)

第14条 第10条の規定により提出された収支報告書等は、議長において、これを提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 金沢市特別職報酬等審議会条例（昭和39年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条中「報酬の」を「報酬及び政務調査費の」に改める。

附 則（平成14年3月30日条例第39号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成20年6月12日条例第32号）

- 1 この条例は、平成20年7月1日から施行する。
- 2 改正後の金沢市議会政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務調査費について適用し、同日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定により従前の例によることとされる改正前の金沢市議会政務調査費の交付に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定により交付を受けた平成20年4月分から6月分までの政務調査費に係る収支報告書については、旧条例第11条第2項の規定にかかわらず、同年7月31日までに提出するものとする。

附 則（平成20年9月24日条例第42号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月17日条例第90号）

- 1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。
- 2 改正後の金沢市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、同日前に改正前の金沢市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。
- 3 金沢市特別職報酬等審議会条例（昭和39年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

附 則（平成28年3月24日条例第38号）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の金沢市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、同日前に交付された政務活動費については、なお従前の例による。

別表(第8条関係)

項 目	内 容
1 調査研究費	議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
2 研修費	議員が研修会を開催するために必要な経費及び団体等が開催する研修会の参加に要する経費
3 広報費	議員が行う活動及び市政について市民に報告するために要する経費
4 広聴費	議員が行う市民からの市政及び議員の活動に対する要望及び意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
5 要請・陳情活動費	議員が要請及び陳情活動を行うために必要な経費
6 会議費	議員が行う各種会議及び団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
7 資料作成費	議員が行う活動のために必要な資料の作成に要する経費
8 資料購入費	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
9 人件費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費
10 事務所費	議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
11 会派共用費	所属する会派等において議員が共同で使用する物件に要する経費及び共同で行う事業に要する経費のうち、1の項から8の項まで及び10の項に掲げる経費で、当該会派等において支出するもの
12 共通経費	上記以外の経費で議員が行う活動に共通して必要な経費

備考

- 1 この表において「会派等」とは、金沢市議会運営委員会規約（平成3年7月2日議会運営委員会決定）第2条第2項の規定に基づき結成された会派及び議員の議会活動のために結成されたもので会派を結成することができないものをいう。
- 2 政務活動費を充てることができない経費は、次のとおりとする。
 - (1) 政党の活動に係る経費
 - (2) 慶弔費その他の交際費的経費
 - (3) 選挙活動に係る経費
 - (4) 後援会活動に係る経費
 - (5) 飲食を主目的とする会合の飲食に係る経費
 - (6) 会派等又は個人の資産形成に係る経費
 - (7) 政務活動費以外の公費支出と重複する支出に係る経費
 - (8) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）その他の法令等に抵触する経費
 - (9) 使途不明の支出に係る経費

金沢市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

制定 平成13年 3月30日 規則第4号

改正 平成20年 6月27日 規則第60号

平成25年 2月28日 規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、金沢市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付申請書の様式)

第2条 条例第5条に規定する規則で定める交付申請書は、様式第1号に定めるところによる。

(交付決定通知書の様式)

第3条 条例第6条に規定する規則で定める通知書は、様式第2号に定めるところによる。

(請求書の様式)

第4条 条例第7条第1項に規定する規則で定める請求書は、様式第3号に定めるところによる。

(収支報告書の様式)

第5条 条例第10条第1項に規定する規則で定める収支報告書は、様式第4号に定めるところによる。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成20年6月27日規則第60号）

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成25年2月28日規則第1号）

この規則は、平成25年3月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

政務活動費交付申請書

年 月 日

（宛先）金沢市長
（金沢市議会議長経由）

議員氏名

㊟

政務活動費の交付を受けたいので、金沢市議会政務活動費の交付に関する条例第5条の規定により、次のとおり申請します。

交付申請額（ 年度分） 円

様式第2号（第3条関係）

収 第 号
年 月 日

政務活動費交付決定通知書

議員氏名 様
(金沢市議会議長経由)

金沢市長



年 月 日付けで申請のあった政務活動費の交付について次のとおり決定したので、金沢市議会政務活動費の交付に関する条例第6条の規定により通知します。

年度政務活動費交付決定額（年額） 円

様式第3号（第4条関係）

政務活動費交付請求書

年 月 日

（宛先） 金沢市長

議員氏名

印

金沢市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、次のとおり政務活動費の交付を請求します。

金

円

ただし、 年 月分～ 月分（第 四半期分）

様式第4号（第5条関係）

年度政務活動費収支報告書

年 月 日

金沢市議会議長 様

議員氏名



金沢市議会政務活動費の交付に関する条例第10条の規定により、別紙のとおり報告
します。

別紙

年度政務活動費収支報告書

議員氏名

㊟

1 収入

(単位：円)

項 目	金 額	備 考
政 務 活 動 費		
その他 (預金利子等)		
合 計		

2 支出

(単位：円)

項 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費		
広 報 費		
広 聴 費		
要請・陳情活動費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
人 件 費		
事 務 所 費		
会 派 共 用 費		
共 通 経 費		
合 計		

(注) 備考欄には、主な支出の内訳を記載するものとする。

3 残額 _____ 円

これは正本である。

令和7年3月27日

金沢地方裁判所民事部

裁判所書記官 赤井 美沙都

